

1. 議事日程（第1日目）
（予算決算常任委員会）

令和 6年 9月11日
午前10時25分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第1号 令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第2号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (3) 認定第3号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- (4) 認定第4号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- (5) 認定第8号 令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
- (6) 認定第9号 令和5年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
- (7) 認定第10号 令和5年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
- (8) 認定第11号 令和5年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
- (9) 認定第12号 令和5年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
- (10) 認定第13号 令和5年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
- (11) 認定第14号 令和5年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
- (12) 認定第15号 令和5年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（14名）

委員長	石 飛 慶 久	副委員長	南 澤 克 彦
委員	小 松 かすみ	委員	水 戸 眞 悟
委員	田 邊 介 三	委員	山 本 数 博
委員	新 田 和 明	委員	芦 田 宏 治
委員	山 根 温 子	委員	先 川 和 幸
委員	山 本 優	委員	穴 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（55名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	米 村 公 男
危 機 管 理 監	神 田 正 広	総 務 部 長	新 谷 洋 子
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志	消 防 長	吉 川 真 治
危機管理課長	國 岡 浩 祐	総 務 課 長	佐々木 満 朗
秘書広報課長	山 本 裕 子	財 産 管 理 課 長	小 櫻 静 樹
財 政 課 長	沖 田 伸 二	財政課入札・検査担当課長	竹 添 正 弘
政策企画課長	黒 田 貢 一	市 民 課 長	久 城 恭 子
税 務 課 長	平 川 隆 浩	社 会 環 境 課 長	若 狭 孝 祐
社会福祉課長	岡 野 あかね	子育て支援課長	佐 藤 弘 美
健康長寿課長	中 村 由美子	保 険 医 療 課 長	北 森 智 視
消防総務課長	田 中 真二郎	警 防 課 長	小笠原 祐 二
予 防 課 長	逸 見 飛 鳥	会計管理者兼会計課長	森 岡 和 子
行政委員会総合事務局長	竹 本 繁 行	社会環境課課長補佐	原 田 和 雄
消防総務課課長補佐	竹 内 豊	予防課課長補佐	浮 田 雄 治
危機管理課防災・生活安全係長	山 本 智 規	危機管理課消防団係長	岡 野 順 治
総務課行政係長	塚 本 真 樹	総務課職員係長	小 野 哲 司
秘書広報課秘書広報係長	森 竹 加 代	財産管理課管理・営繕係長	大 田 拓 也
財産管理課電算管理係長	大 下 幹 成	財政課財政係長	高 橋 秀 尚
財政課入札・検査係長	中 迫 大 介	政策企画課企画調整係長	下 瀬 秋 穂
政策企画課地方創生推進係長	藤 堂 洋 介	市民課窓口係長	泉 理 恵
税務課市民税係長	森 川 哲 也	税務課資産税係長	丸 山 和 輝
税務課収納係長	浮 田 健 治	社会環境課環境生活係長	藤 本 崇 雄
社会福祉課地域福祉係長	檜 山 貴 治	社会福祉課生活福祉係長	乗 田 弘 昭
社会福祉課障害者福祉係長	井 木 みつ恵	子育て支援課児童福祉係長	立 川 栄理香
子育て支援課保育係長	国 広 美佐枝	健康長寿課健康推進係長	深 田 京 子
健康長寿課母子保健係長	津賀山 和 範	保険医療課医療保険年金係長	三 宅 佐由里
保険医療課介護保険係長	大 田 文 子	警防課警防係長	若 本 浩 史
警防課救急係長	柚 木 歩	警防課通信指令係長	河 野 円
予防課予防係長	藤 原 祐 介	会計課出納係長	高 田 由 乃
行政委員会総合事務局係長	大 崎 健 治		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	藤 井 伸樹
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻

~~~~~○~~~~~

午前10時25分 開会

- 石飛委員長 定刻となりました。  
ただいまの出席委員は14名です。  
定足数に達しておりますので、これより第15回予算決算常任委員会を開会します。  
当委員会における議案の審査は、令和6年第3回定例会初日に付託されました認定第1号「令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から認定第16号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの16件です。  
審査日程は、お手元に配付しておりますとおり、本日と12日の2日間とし、13日を予備日とします。  
本日は、危機管理監、総務部、会計課、行政委員会総合事務局、企画部、消防本部、市民部、福祉保健部の審査を行い、12日は産業部、農業委員会事務局、建設部、教育委員会事務局、議会事務局の審査の後、討論・採決を行いたいと思います。  
この際、審査の方法についてお諮りします。  
審査の方法については、お手元に配付しました審査予定表並びに主要施策の成果に関する説明書に係る各課の該当ページを記載した所管別主要施策一覧表により、部局ごとに審査することとし、各課の要点説明を受けて、課ごとに審議を行います。  
会計については、一般会計から審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計を審査したいと思います。  
これに異議はありませんか。  
〔異議なし〕
- 石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。  
審査に先立ち、市長から挨拶を受けます。  
藤本市長。
- 藤本市長 皆さん、おはようございます。予算決算常任委員会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。  
委員の皆様には大変御多用の中、本日も御参集いただきありがとうございます。本委員会には令和5年度の各会計、各事業事務の事業の決算について、部局ごとに御審査をいただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。
- 石飛委員長 これより審査に入ります。  
認定第1号「令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題とします。  
初めに、決算の概要について説明を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、説明をいたします。  
ここでは2つの資料を使って説明します。1つ目が、普通会計財政状況、

2つ目が、健全化判断比率及び資金不足比率報告書になります。

まず、普通会計財政状況から説明をいたします。

1ページを、1ページ目をお開きください。

主なポイントについて御説明をします。歳入総額、左の上のほうにあります、214億3,247万3,000円、歳出総額は208億316万6,000円で、令和5年度の決算規模は歳入歳出ともに前年度の決算額を上回りました。

その下のほうにあります単年度収支、実質単年度収支については、前年度同様マイナスになっています。いずれの指標も、前年度の決算からどれだけ変動があったかを数値化したものになります。

単年度収支は、令和4年度の実質収支が令和5年度の実質収支より大きいマイナスになっています。

このほか主要な指数がございますけれども、それについてはこの後別の資料で説明をします。

2ページ目をお開きください。歳入です。

下から2段目のところ、令和5年度の合計がありますが、214億3,247万3,000円で、令和4年度と比較をして6,104万8,000円の増になっています。

以下、主な増減の要因について説明をします。

表の上のほう、地方税です。全体で37億2,013万円、これは経済活動の正常化に伴って、企業の設備投資が活発となったことで、固定資産税と法人市民税が増収したことなどにより、2.9%増加しています。

表の真ん中当たり、普通交付税74億1,956万2,000円で、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費が措置されたことなどによって、0.4%増加しています。

表の下の方、寄附金は5億949万6,000円で、ふるさと納税制度寄附金の増などによって、131.9%増加しています。

地方債は12億3,700万円で、高機能消防指令センター整備に関わる消防債の増などによって、8.7%増加しています。

下の3ページは、歳入決算額と内訳を円グラフにしたものです。

4ページをお開きください。性質別の歳出決算です。

表の一番下のほうに、令和5年度の合計があります。208億316万6,000円で、令和4年度と比較をして3億6,509万4,000円の増です。

以下、主な増減要因について説明をします。

表の上の方、義務的経費のうち、人件費は36億864万5,000円で、退職手当組合負担金の増などによって9.9%増加しています。

扶助費は31億8,732万4,000円で、価格高騰重点支援給付事業の増などによって、8.6%増加しています。

その他の経費のうち、物件費は30億5,822万5,000円で、新型コロナのワクチン接種関係費用の減などによって、9.1%減少しています。

積立金は9億7,896万7,000円で、ふるさと応援基金の積立額の増などによって、84.2%増加しています。

次に、投資的経費のうち、普通建設事業費は15億3,418万8,000円で、

高機能消防指令センター整備やサッカー公園人工芝改修に関わる費用の増などによって、28.3%増加しています。

災害復旧事業費は7億2,347万5,000円で、土木施設災害復旧事業費の減により、22.7%減少しています。

下の5ページは、今説明した内容を円グラフに直したものです。

6ページをお開きください。目的別の歳出決算です。

先ほど説明した、性質別歳出決算を組み替えたものです。特徴としては、総務費が基金積立金や退職手当組合負担金の増などによって24.5%の増加、消防費が高機能消防指令センター整備による指令施設管理費の増によって、45.1%増加しています。

8ページをお開きください。財政状況を表す各指標について説明をします。

左側のグラフを御覧ください。

折れ線グラフは、経常収支比率で財政状況の弾力性を測る指標です。人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に市税収入、普通交付税などの経常一般財源がどれだけ充当されているかということを示す比率です。当市においては92.1%という数値で、令和4年度と比べると2.3%改善しています。

要因としては、経常的な歳入が約1億円増加し、経常的な歳出が約2億円減少しました。歳入の増は、地方税の増が影響し、歳出の減は、公債費と物件費の減が影響しています。

続いて、右側のグラフを御覧ください。

棒グラフは、地方債残高を表しています。おおむね右肩下がりで推移しており、令和5年度の地方債残高は約201億円となっています。合併後、最も残高が少ない数字です。

続いて、9ページです。左側のグラフを御覧ください。

折れ線グラフは、実質公債費比率です。公債費が財政の規模に比べて過大になっていないかを測る指標です。平成21年度は18%を超えていたことから、起債の借入に許可が必要な許可団体となっていました。平成22年度からは外れています。令和5年度は10.9%で、合併後最も低い数字となっています。

続いて右側のグラフです。折れ線グラフが将来負担比率で、将来負担比率を示しておりまして、地方債残高や債務負担行為など、将来負担する必要がある費用が財政規模に比べて過大になっていないかを測る指標です。国が定めた早期改善基準は350%で、当市の令和5年度の数値は62.9%、これも合併後、最も低い数値となりました。

これらの各種の指標は改善傾向にありまして、財政健全化の取組が少しずつではありますが、前に進んでいると評価をしています。

10ページをお開きください。普通交付税について説明します。

下の折れ線グラフを御覧ください。

合併算定替えによる措置が終了した令和元年度からは約75億円の金額

で推移してきました。今言った合併算定替えの折れ線グラフ、上のほうにあるものです。令和3年度は国の新型コロナ対策によって一時的に増えましたが、令和4年度と令和5年度は、起債償還額の減少などの影響もあって、約74億円となっています。

続いて、11ページを御覧ください。基金の状況です。

基金は表の左側の区分にありますように、大きく3つの種類に分けられます。1つ目が、市の貯金に当たる基金で、財政調整基金と減債基金です。2つ目は特定目的基金、3つ目は特別会計の所管する基金です。全ての基金の残高の合計は、令和5年度末で85億1,192万2,000円となっています。

12ページをお開きください。基金残高の推移をグラフで示しています。

特徴的なこととしては、令和2年度に6億円まで減っていた財政調整基金を令和5年度末で10億9,400万円まで戻すことができました。

14ページをお開きください。地方債別現在高及び借入先別現在高について説明をします。

左側の表は、地方債現在高を事業債の区分ごとに分けたものです。地方債現在高は、令和5年度末で201億円、前年度よりも約13億円減っています。右側の表は、借入先別に分けたものです。最も多いのは、財政融資資金の政府資金、いわゆる政府資金で全体の44%を占めています。

15ページ以降は資料編となっております。

以上が、令和5年度の決算の普通会計財政状況についてです。

続いて、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をします。

報告書の1ページを開いてください。

この報告書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた普通会計の4つの指標について報告をするものです。この1ページの表の中の括弧書きの数値は、国が示す財政健全化に取り組むべきとする早期健全化基準、財政再生基準を示しております。これと比べた市の指標については次のとおりです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれの会計も実質収支が黒字であることから赤字比率は生じていません。実質公債費比率は10.9、将来負担比率は62.9と、いずれも国が示す財政健全化に取り組むべきとする基準を大きく下回っています。先ほど説明をしました普通会計財政状況のところで説明をしたとおり、いずれの指標も順調に関連しているというふうに評価をしています。

2ページ以降につきましては、それぞれの指標の算出方法を示しています。2ページ目は実質赤字比率、3ページ目は連結実質赤字比率、4ページ目は実質公債費比率、5ページ目は将来負担比率の算定方法です。

6ページ目をお開きください。令和5年度決算に基づく資金不足比率です。

これは、公営企業の資金不足の状況について報告をするものです。国

が示す経営改善に取り組むべきとする基準は、資金不足率20%以上というふうになっています。各企業会計の資金不足比率はいずれも実質収支が黒字であり、資金不足額は生じていないことから、比率として計上されていません。いずれも問題なしという評価です。

7ページ以降は、資金不足比率の算出方法を示しています。7ページ、8ページが法適用企業、9ページは法非適用企業です。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。先ほどの概要説明について、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより、危機管理監の審査を行います。

危機管理課の決算について説明を求めます。

國岡危機管理課長。

○國岡危機管理課長 それでは、危機管理課の決算について説明をいたします。

説明書の5ページをお開きください。交通安全推進事業です。

この事業では、警察や交通安全運動推進隊と連携し、交通安全に係る広報、教育活動をはじめ、高齢者運転免許自主返納の推進を行いました。実施内容を御覧ください。

児童生徒や高齢者を中心に行った交通教育や、啓発事業について記載しています。

なお、4の高齢者運転免許自主返納事業は、令和6年度当初予算審査の際に説明させていただいたとおり、令和5年度をもって事業を終了しています。

次に、成果です。

グッドドライバー・レッスンを開催し、プロのレーシングドライバーから安全運転及び運転マナーについて学んでいただきました。マイカーでのレッスンやサポカーの試乗体験があり、参加者の満足度は98%に及びました。

次に、課題です。

中山間地にある本市の住民にとっては、移動手段の大半が車であり、車の運転が生活を支えていることから、グッドドライバー・レッスンに多くの市民が参加していただける仕組みや、持続可能な運営の在り方を検討する必要があります。

6ページをお願いします。防犯事業です。

この事業では、市民の犯罪被害を防ぐため、安芸高田市防犯連合会規約に基づく警察との連携によるパトロール、見守り活動、防犯啓発等を行っています。このほかに、地域が設置・管理する防犯灯に対する補助金の交付や、市が管理する防犯灯・防犯カメラの維持管理を行っています。

実施内容を御覧ください。

1の地域安全総合対策の推進では、お太助フォンや広報あきたかたによる情報発信のほか、地域安全推進員の研修会や防犯啓発活動を行っています。

3の防犯灯設置事業補助制度の実施は、5団体に7基分の補助金を交付しました。

次に、成果ですが、不審電話等に関する相談に助言し、被害を未然に防ぎました。また、相談者の許可を得た場合は警察と情報共有するなどの連携を図りました。

次に、課題です。

防犯灯の老朽化が進み、令和3年度から修繕や移転費用が高止まりしています。また、安芸高田市における刑法犯罪認知件数は、ピーク時の平成26年の141件から毎年減少しておりましたが、令和4年度に増加に転じ、令和5年度は44件増の102件になりました。犯罪による被害を防ぐためには、個人個人の意識を高める必要がありますので、広報や啓発活動の一層の充実が必要です。

7ページを御覧ください。消費者行政推進事業です。

この事業では、消費生活相談のほか、消費者被害やトラブルの防止に関する広報啓発活動を行っております。

実施内容を御覧ください。

1番の消費生活相談の相談件数は43件ですが、令和3年度から毎年微減しています。4番の立入検査はコロナ禍により令和3年度から見送っておりますが、再開しました。

成果ですが、市内の小中学校、高校と連携し、児童生徒の保護者を対象に、未成年による消費者トラブル防止に係る注意喚起を行いました。保護者への注意喚起はすぐーる等を活用しています。

次に、課題です。

消費トラブルは多種多様化していますので、被害を防ぐための広報・啓発を一層充実する必要があります。

8ページを御覧ください。非常備消防事業です。

この事業は、消防団員の報酬の支払い事務のほか、消防団の運営に関する事務を中心に行っています。事業予算は、危機管理課の全体予算額の約6割を占めています。決算額は、昨年度から537万8,000円の増額です。増額の主な要因は、消防団員の退職報償金の支給が増加したためです。

実施内容を御覧ください。

消防団員年額報酬、出動報酬、退職報償金は記載のとおりです。決算額の約8割を占めています。火災出動は、令和4年度から11回減少しています。訓練は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しました昨年5月から本格的に再開しましたので、大幅に増えました。

成果ですが、小型ポンプ操法大会の出場や分団の訓練等を計画どおり



に実施したことで、操法技術等の向上を図ることができました。

課題は、団員の減少と高齢化です。団員数はピーク時となる平成21年の850人から年々減少しており、令和になって、入団者の減少と退団者の増加が加速しています。入団促進の声かけは、分団単位で地域や職場などで積極的に行われていますが、人口減少やライフスタイルの変化の影響もあり、特に若年層の団員の確保が難しくなっています。

9ページを御覧ください。消防施設管理整備事業です。

この事業は、消防団活動に必要な施設や設備等の整備・更新のほか、消防水利の維持管理を行っています。決算額は、昨年度から1,821万1,000円の減額です。

減額の主な要因は備品購入費で、小型動力ポンプ付積載車1台1,315万円を令和6年度に繰り越したためです。

実施内容を御覧ください。

消防団車両は更新計画にのっとり、年に二、三台更新しています。防火水槽設置事業は、地域からの設置要望分の2基を設置しました。今回の設置により設置要望の対応が完了しましたので、今後設置する予定はありません。

成果ですが、消防団施設設備の管理は、限られた予算の範囲内で速やかな対応を行っています。

一方で、課題ですけれども、施設設備の老朽化による維持管理費用の増加が課題となっており、縮減に向けた方策が必要となっています。

10ページを御覧ください。災害対策事業です。

この事業は、防災体制の強化、備蓄物資の充実のほか、自主防災組織の育成や支援を行っています。決算額は、前年度から1,353万1,000円減額しています。

減額の主な理由は、前年度に車中避難用の備品を購入しましたが、令和5年度には備品を購入しなかったことで、1,022万7,000円の減額となったことです。

実施内容を御覧ください。

2の(2)のJアラート衛星通信受信アンテナ設置工事は、広島県総合行政通信網の再編整備により生じたものです。

3の防災意識の向上のための啓発では、備蓄の日を制定し、家庭や企業における備蓄の啓発を行いました。また、防災講演会では、災害時に自分の命を自分で守る行動について啓発しています。

5の自主防災組織への活動支援では、活動成果報告会を開催し、自主防災活動の裾野を広げることで、延べ18組織が避難訓練、避難所見学会、地域のオリジナルハザードマップづくりなどを行われました。

次に、成果です。

協定先との実働訓練は初めての実施です。訓練により、災害時における救援物資輸送の実効性を高めることができました。また、河川監視システムの構築や、自主防災組織を対象にした避難訓練の実施、市民を対

象にした防災講演会の開催等により、ソフト・ハードの両面で防災意識を高めることができました。

次に、課題です。

災害が頻発化・甚大化していることから、災害時における職員の対応能力を向上する必要があります。また、自助と共助の意識を浸透させるための各種取組の推進が必要です。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

5ページのグッドドライバー・レッスンのところでちょっとお聞きしたいんですけども、課題のところで今後の開催の在り方を検討する必要があるということでした。ただ、グッドドライバー・レッスン、非常にいい取組で満足度も98%を超えるような状況であると思います。

昨年度の課題の中で、NPOと共同開催だから日程の調整が必要というところがあったと思うんですけど、今回今後の開催の在り方の検討というのはどういったものが課題と捉えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○石 飛 委 員 長

國岡危機管理課長。

○國岡危機管理課長

大きくは2つ課題と捉えております。まず一つが、このレッスンでは、参加者の移動や会場内での事故防止のために、かなり多くのスタッフが必要になっています。さらに様々な体験を通じて、運転技術や運転マナーを身につけていただくための適切なメニューや、規模での実施が必要と考えてます。

もう一つなんですけれども、現在はNPO法人が中心となって運営されておりますけれども、今後は地元関係者、スタッフでの運営が求めていますので、将来を見据えた事業展開も考える必要があると考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

事務事業評価シートの10ページ、災害対策事業についてお伺いします。

分析の欄で有効性、補助金等を活用し資機材を整備することができたというふうになってますが、避難所の整備ですね。個人のプライバシーを守るためにテントが導入されたり、家族が入れるような、個別の避難をするゾーンを作られたり、よそではそういうのが見れるんですけど、一昨年ですかね、120人ぐらい避難があったんで、それに対応する設備をそろえたという報告がありました。

そういった個人のプライバシーを守る、そういったテントとか、個別に入れるようなスペースのものは一昨年全部整備されたんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

國岡課長。

- 國岡危機管理課長      この件について、一昨年だったと思うんですけども、御指摘をいただいてまして、それで昨年の4月に、配慮の必要なスペースの確保であるとか、そういったところの徹底を行わせていただきました。
- 現在のキャパに対する物資のほうは、現状対応するものについては一応そろえているものと認識しています。
- 石 飛 委 員 長      山本数博委員。
- 山本(数)委員      先日、避難のあれがありましたですね、台風の。うちの近所の人をそこへ案内したんですけど、そういった個別、プライバシーを守るようなものはなかったというふうに、用意してなかったように見えたんですけど。
- それと、簡易ベッドですね、そういうものもないように見えたんですけど、あるのはあったんですが出してなかったということでしょうか。
- 石 飛 委 員 長      國岡課長。
- 國岡危機管理課長      事前に物資の確認をするように徹底を各避難所にさせていただきました。恐らく準備はしていたと思うんですけども、避難者数が少なかったこともあり、まだ配置するに至ってなかったんだろうと思われます。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。
- 金行委員。
- 金 行 委 員      今のところ、10ページのところでございますが、課題のところで、災害時における職員の対応能力の向上を図る必要があるとあるんですが、具体的にはどういうことでしょうか。
- 石 飛 委 員 長      國岡課長。
- 國岡危機管理課長      避難所の運営、具体的には、先ほどありました避難所の設営、開設から運営に至るところまでをまず最初の課題と捉えまして、今年度5月から各職員に、支所の当番に出してから避難所の鍵を開けて開設し、さらには避難所を運営したり、実際にはテントを立ててみたりとか、そういったところの研修を課題と考えて実施しております。
- 石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。
- 田邊委員。
- 田 邊 委 員      6ページの刑法犯認知件数なんですけど、昨年からまたかなりの数が増えたなというふうに受け止めたんですけども、この増えたものの内訳といますか、もしよければその対策等あれば教えていただきたいです。
- 石 飛 委 員 長      質疑をもう一度お願いいたします。
- 田邊委員。
- 田 邊 委 員      6ページの刑法犯認知件数が120件ということで、前年比がプラス44件ということで、こちらの増えた内訳といますか、増えたものの内訳、またそれについての対策があれば教えていただきたいと思います。
- 石 飛 委 員 長      國岡課長。
- 國岡危機管理課長      この要因は一つが暴行等の粗暴犯の増加、それともう一つが、主には窃盗、万引き、これが増えたものが多いと分析しております。

これらの抑止については、お太助フォンや広報の継続した広報活動、それから地域安全、地域安全推進員などの地域ボランティアに通じて、地域に注意喚起を促していくようなことで広めていきたいと考えています。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 同じく6ページです。成果指標として、防犯灯設置事業補助金交付、これ計画値が14基、第1次実績値が7基ということで、なかなか防犯灯、かなり暗いところが目立ってきております。そんなところで、なかなかこれが計画値までいかないのはなぜか、理由が分かればお願いします。

○石飛委員長 國岡課長。

○國岡危機管理課長 この計画値と申しますのは、まず一つは、防犯灯の設置は地域が設置から維持管理も全て負担していただいて、市が設置費用等について補助をさせていただく仕組みになってます。

この計画値というのは、予算ベースで考えた当初予算ベースで積み上げた数値になりまして、実際、設置単価が地元へ設置した場合によって大きく左右されますので、予算の範囲内でこの数値になったということで、特別、特別に危機管理課のほうから設置について推奨したりとかいったものではないことを御理解いただければと思います。

○石飛委員長 山根委員。

○山根委員 説明されたように、防犯灯の設置には地域が絡むことが大きな問題、ハードルになってると思います。だんだんに地域も人が少なくなり、暗いところが増えてきている、そういう状況も本当にあります。

そんな中で防犯灯を、設置場所をちゃんと特定しなければいけなくなっているところもあると思います。子どもたちとか若い方々がいらっしやって、ある程度の動きがあるところ、そういうところに向けて同じように地域に負担をとというと、高齢者もいて、高齢者は夜動きませんから、ほとんど。そんな中で、暗いところは車で動くからいいじゃないかというだけで済ませることができのかなというような、私も心配があります。そういうところをどのように考えられるか、何かお考えがありましたらお聞きます。

○石飛委員長 國岡課長。

○國岡危機管理課長 今イメージしてらっしゃる防犯灯について、危機管理課が管理させていただいている防犯灯だったり、恐らく通学路灯だったり道路灯だったり、そういったものが含まれてるんじゃないかと推察をいたします。

今、危機管理課のほうで整理させていただいてますのは平成19年の4月から今の運用基準になっておりまして、このルールが大きく4つあります。1つが、集落間を結ぶ道路に設置してあるもの、次が、2つ目が、基幹的な公共施設及び公共施設へ接続する道路に設置してあるもの、3つ目が、国、県、国県市道の交差点に設置してあるもの、あと最後に、上記以外で特別な状況にある場所に設置してあるものということで、危

機管理課のほうからは、市としての設置は、その当時今後考えておりませんということで整理をさせていただいております、現在に至っております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 同じく6ページで、先ほど田邊委員の質問の中で回答があったんですけども、刑法犯認知件数が暴行や万引きが増えた要因だということなんですが、青少年の件数が増えてるのか、成人の貧困によるそういう万引きが増えてるとか、その辺りの分析というのはできてますでしょうか。

○石飛委員長 國岡課長。

○國岡危機管理課長 すみません、今ちょっと年齢別のものを持ち合わせておりませんが、後ほどちょっとお時間いただいてもよろしいでしょうか。

○石飛委員長 南澤委員。

○南澤委員 その分析で対策が変わってくると思いますので、後ほどで構いませんのでお願いいたします。

○石飛委員長 すみません、資料があれば執行部のほうとしてはそろえて提出しますということです。

ほかに質疑ありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 9ページの成果と課題の部分なんですけれども、可搬ポンプ積載車についての課題で、普通自動運転免許で運転可能な車両配備できるということなんですけれども、そもそも普通自動運転免許でこのポンプ車積載車を造ってあるというか、そういった運用をしているというものが存在するかどうかという疑問がありまして、改造して作ればいいんだということなのかもしれないんですけれども、例えば他市でそういった運用があるとか、そういった例があるということがあれば、教えていただきたいです。

○石飛委員長 神田危機管理監。

○神田危機管理監 この件は、近年発生した実は課題でございまして、排ガス規制であったり、あるいは免許証の制度の問題であったりということがございまして、今は四輪駆動のオートマチックにした場合に、従来どおりの積載物を積む車両を作ろうとしたら、普通免許では運転できないものしか作れない、そんなメーカーが、トヨタさんとかいすゞさんとかありますけれども、そのようなシャーシしかないのが現状です。

他市では、例えばハイエースのような車両を改造して造ったものなどがあるんですけれども、それらは今までと同じものを積むというわけにはいきません。そういった問題もあったりして、今様々考えているところです。我々も考えておりますし、業者も考えているという状況です。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本(優)委員　　ここで言うべきか、どこで言えばいいのかと思うんですが、消防事業の件なんですが、今年の出初め式ですよ、出初め式というのは団員の意識高揚とか団結のための絶対必要な式典だろうと思うんですが、今年の式典はちょっと異常だったと思うんですよ。消防組織の最高責任者の市長が出席しないで、副市長は来賓として出席されとった。こういう式典のやり方がいいのか、消防組織として。

トップは市長です。消防団員の結束を高めるためには、やっぱりトップの責任者がしっかりと皆さんに訓示をして行うべきだろうと思うんですが、このやり方は今後どうされるのか、ちょっと伺います。

○石飛委員長　　神田危機管理監。

○神田危機管理監　　現在、従来のようなやり方でやる方向で進めております。ただ、時間を短縮したり、改善されたところは改善されたものとして検討している状態です。

以上です。

○石飛委員長　　米村副市長。

○米村副市長　　先ほど山本委員のほうからありましたが、今年1月にした出初め式は、主催は消防団になっております。私、参加させていただいて、出席させていただいたんですけど、来賓という形になっております。

ですので、ちょっと誤解があったらいけないんですけど、今年度今年の分は消防団、来年度は、来年は変えると、検討すると言っておりますけど、たちまち今年の分は消防団なんで、トップは消防団長ということになっておりますんで、そのときほかの行事もありましたんで、私が、私では申し訳なかったんですが、参加させて祝辞を述べさせていただきました。あくまでも、消防団長がトップでございます。御理解いただきたいと思います。

○石飛委員長　　山本優委員。

○山本(優)委員　　消防団主催だと言いますけども、先ほども言いましたように、消防団の最高責任者は市長ですからね、やっぱりその認識は変えられないほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○石飛委員長　　神田危機管理監。

○神田危機管理監　　そこは消防団長と協議して、今後検討していきたいと思います。

○石飛委員長　　米村副市長。

○米村副市長　　まだちょっと誤解があるかと思うんですけど、消防団のトップは、あくまでもさっき言いました消防団長です。市長は、消防団長を任命する権限を持っております。あくまでも消防団のトップは消防団長です。御理解いただきたいと思います。

○石飛委員長　　山本優委員。

○山本(優)委員　　消防組織です。市民を守る消防組織は市長が最高責任者でしょう。消防団もそうだし、任意の消防団員も。消防組織のトップは市長ですよ。

消防団のトップは消防団長でしょうが、その辺はもう認識というか、市の消防組織いうたらトップは市長でしょう。消防団のトップは団長は分かりますよ。消防組織、市民の生命財産を守る組織のトップは市長だということをしつかりと認識していただきたいというだけです。

以上。

○石飛委員長 米村副市長。

○米村副市長 先ほどから何回も言いますように、消防全体の消防行政の責任者というのは市長だと思いますけど、今回は消防団主催ですんで、あくまでも来賓として招待を受けました。そこで、申し訳なかったんですが、私、不足ではございましたが、私が出席させていただきまして、挨拶をさせていただきました。あくまでも消防団の主催でございます。トップは消防団長でございます。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 10ページ、災害対策事業についてお伺いします。

防災会議が開催されているんですが、令和5年度は8月23日に書面で開催したというふうに実施内容が書かれていますが、これまで従来コロナのために書面開催だったというのは理解できるんですが、これも5月で5類になっていて、ここで書面開催をされたという理由をお伺いしたいと思います。

○石飛委員長 國岡課長。

○國岡危機管理課長 南澤委員さんおっしゃること、当然の流れだと思うんですけども、その当時スケジュールだったり、事務の効率化のために、書面でさせていただくという判断をさせていただきました。

以上です。

○石飛委員長 南澤委員。

○南澤委員 災害がいつ起こるか分からない、また起きた際は過大、過重な被害が増えることが増えてきてますので、関係各位が集まって今後の防災について、防災計画、地域防災計画をまた見直していくような会議の場だと思うので、今後については対面で開催される予定かどうか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○石飛委員長 神田危機管理監。

○神田危機管理監 委員の御意見、全くごもっともだと思います。今の防災会議で出される資料が実に膨大なものでございまして、それらを遠方からかなりの役員さんにお越しいただいておる状況なんですけれども、なかなか現場での開催というのが、効率的によろしくないのではなかろうかという状況ではあります。その辺も踏まえて、検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小 松 委 員 10ページなんですけども、自主防災活動補助団体数の計画値が30団体、実績値が13団体、令和4年も30に対して11ということで、2年連続で計画値を半分以下での実績になっているんですが、それは課題として捉えてらっしゃるのでしょうか。また、それに理由が、原因が分かれば教えていただきたいです。

○石 飛 委 員 長 國岡課長。

○國岡危機管理課長 小松委員がおっしゃったように、課題だと捉えております。以前、特にコロナ禍になる前は20団体程度の補助がございまして、コロナ禍になりまして地域の行事だったり、コミュニティーが停滞したところもあります。

現在、自主防災活動そのものが停滞しておりますので、こういった数値を目標に掲げてるんですけれども、地域で自主防災活動、特に避難訓練等が行われるように、最大限の見地をさせていただいているということです。

○石 飛 委 員 長 小松委員。

○小 松 委 員 コロナ禍があったということなので、これからが防災意識の高揚を図って災害に強いまちづくりを実現するという事業内容だと思いますので、これからの事業推進等、ぜひお願いしたいなと思います。

あと一つなんですけど、避難の呼びかけ体制構築事業補助金1団体ってあるんですが、これは計画値があったんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 國岡課長。

○國岡危機管理課長 これは、当初の予算では3団体を計画しておりました。しかしながら、1団体に終わっております。この補助のハードルがかなり高くて、実はまずそこを、補助を受けるためには避難訓練が実施がマストアイテムになってます。その上で、さらに地域の方が避難していただくための呼びかけ体制、連絡網みたいなものを構築していただく必要がありますので、そこまで組織が組織として動かれるところがまだいってないというところで、こういう数字になってます。もちろん、最終目標はこういった体制を整えることを目標にしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、危機管理監の審査を終了します。ここで、説明員交代のため、11時30分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。

これより、総務部の審査を行います。



総務課の決算について、説明を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長

総務課の決算について御説明します。

説明書11ページをお開きください。総務一般管理事業です。

この事業は、行政情報の提供や顧問弁護士委託等、総務一般管理です。

実施内容ですが、行政情報提供事業では、行政嘱託員による通知公報の発送を行っています。日直宿直事業では、本庁のみシルバー人材センターから日直員及び宿直員の人材派遣を受け、実施しています。顧問弁護士委託では、本市顧問弁護士へ相談業務を委託しています。

次に、成果と課題です。

成果は、回覧文書などの通知広報を広報誌に集約することでペーパーレス化を図り、行政嘱託員の負担軽減を図ることができました。

次に、課題です。

通知公報の配布方法の新たな手法として、シルバー人材センターの会員による直接配布を試みましたが、対応できる行政区が1行政区しかなかったため、実施には至りませんでした。昨年に引き続き、手法の検討が必要であると考えています。

続いて、12ページをお開きください。法制執務事業です。

この事業は、情報公開、個人情報保護及び法制執務に関する事務です。

実施内容ですが、法制執務事務では条例等の制定や改変を行っています。情報公開、個人情報保護事務では、情報公開条例や個人情報保護条例に、個人情報保護条例に基づく公開請求について、制度運用を行っています。

次に、成果と課題です。

成果は附属機関に該当する委員会等で条例が未制定のものがあったため、安芸高田市附属機関設置条例を制定しました。また、例規システムの操作研修を対面方式により実施し、条例等の作成手順の習得を行いました。

課題は、国によるデジタル規制改革推進の一括法の公布により、アナログ規制の点検や見直しを行うこととしていますが、全てのアナログ規制について一律にデジタル化を検討するのではなく、各課職員間で連携を図りながら、デジタル化に適用できるものに対しては、漏れなく見直しを図っていく必要があります。

続いて13ページ、人事管理事業です。

この事業は、職員の人材育成、人事管理、福利厚生や給与管理です。

実施内容ですが、職員人材育成事業では、市独自研修や県研修センター等での研修を実施しています。職員人事管理事業では、第4次定員適正化計画に基づく定員管理を行うとともに、人事評価を行っています。職員福利厚生事業や衛生管理事業では、定期健康診断を実施するとともに、カウンセラーによるカウンセリングを実施しています。

次に、成果と課題です。

成果は、1つ目として各職場での業務の効率化や職場の意識改革、改革が定着した結果、時間外勤務が抑制されました。2つ目として、令和6年能登半島地震により甚大な被害のあった被災地を支援するため、職員の派遣を行いました。

課題は、職員の定員管理は定員適正化計画に基づき採用を行っていますが、計画値を下回る362人となり、適正な人員の確保を図っていく必要があります。

説明は以上です。

○石 飛 委 員 長      以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員      12ページの実施内容、2番情報公開個人情報保護事務のところの（3）なんですけども、委員会の開催状況、令和4年度は4回開催されてるんですけども、令和5年度開催状況なしということになっております。この理由を教えてください。

○石 飛 委 員 長      佐々木課長。

○佐々木総務課長      昨年度は審査する案件がなかったということで、開催をされておられません。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児 玉 委 員      11ページの総務一般管理事業の顧問弁護士さんの委託というところに関わると思うんですが、昨年度、前市長と同僚の山根議員との裁判ありまして、最高裁の判決は出たんですけども、これにかかるとる経費ですね、弁護士さんの費用、あるいは職員の方の。把握されとる部分で結構ですんで、説明をお願いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長      佐々木課長。

○佐々木総務課長      令和3年度から令和6年度までにかけてまして、総額で言いますと39万4,150円の経費を要しております。内訳としましては、弁護士への委託料諸費用としまして34万8,250円、あと職員の旅費、傍聴に行っております、その旅費が4万5,900円となっております。

ちなみに、令和5年度の事業の費用でございますけど、委託料、着手金等の委託料でございますが、12万8,250円、職員の旅費が1万8,400円ということで、14万6,650円が令和5年度の支出となっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員      すみません、13ページの人事管理事業のところ、時間外の勤務時間数が大幅に減ってきているというところ、大変すばらしいなというふうに思うんですけども、業務量そのものはそんなに減ってないんじゃないかなというふうに思うんですが、自宅に持ち帰って仕事をしてるとか

そういったことはないのか、その辺りの把握をされているのかどうかというのを伺いしたいと思います。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 自宅に持って帰ってやってるかどうかというところまでは、把握はしておりません。これまで水曜日でありますとか、金曜日の定時退庁日というところを、館内放送で職員に呼びかけたり、あるいは基本的に時間外というのは事前の申請でございますので、そこらの管理というところを管理職員がしっかりやってきているということで、職員の意識もそのように変わってきた結果、時間外勤務も縮減されたというふうに判断をしております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 13ページ、実施内容3の職員福利厚生事業、定期健康診断は行われてますけれども、職員の中に健康を害して長期休暇あるいは短期休暇に入っている方がいたら、その人数等についてお聞きすることが可能であればお願いします。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 具体なちょっと人数というところがうろ覚えで申し訳ございませんけど、今年度で6年度で言いますと、休職に入っている職員が2から3名いたというふうに認識をしております。ちょっと正確な数字を持ち合わせてないんで申し訳ないんですが、現時点ではそのような人数になっております。

○石飛委員長 山根委員。

○山根委員 令和5年度のことをやってますので、令和5年度の資料があればお願いしたいと思いますけど。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど回答させてください。申し訳ございません。

○石飛委員長 山根委員。

○山根委員 その前のページ、12ページお願いします。

情報公開請求について、請求件数70件、うち公開が30件、一部公開34件、非公開6件とあります。市民が情報公開請求されてる方からのお声として、情報公開請求した、15日間だけれども、ほとんどが30日後に何とか黒塗り、ベタね、本当にそういう状況で開示されるというようなことが多いんだというので、それで1件300円取られると、そういうようなお声があります。これについてどのようにお考えですか、お聞きいたします。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 情報公開の関係ですが、令和5年度は70件ということで、このうち延長があったもの、15日までに回答ができなかったものが13件ございます。

それ以外は15日までに回答させていただいているという状況でございます。

それで、黒塗りの件でございますけど、個人を識別するようなものがありますとか、その情報を出すことによって個人の権利・利益を害するようなものにつきましては、どうしても黒塗りにせざるを得ないということで、条例や法律に基づいて適切な対応をしているというふうに考えております。

○石飛委員長      ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員      決算書の一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書のほうなんですけど、70ページの総務費、該当する課になるかどうか分かりませんが、総務費の総務管理費の不用額が1億4,400万円、1億円超えとるんですよ、不用額が。見ましたら、一般管理費の不用額は2,000万円あるんです。未執行は2,000万あったのか。予算してあったものはそこまで至らなかったと、余ったんだ、というようなことじゃないか思うんですけど、そんなに余らせて、初年度のできなかった事業の補填があるんじゃない、できなかった事業が出とるんじゃないかというふうに思うんです。

何で不用額が1億4,400万円あるんか、その説明をお願いしたいんですが、総務課長のところの予算で該当する部分は、説明願いたいと思います。それぞれの、今からおられる担当課長さんは、なぜそこが、自分らのとこの課が不用額になって大きな問題ですよ、700万とか200万とかあるんですけど、その理由をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○石飛委員長      総務課だけの不用額というくくりがあって、事業別で分かりますか。  
佐々木課長。

○佐々木総務課長      私どもが所管している総務課のところで、ちょっと答える範囲で対応させていただければと思います。

総務一般管理費につきましては、400万ぐらいの予算が残っております。そのうち、大きなものは通信運搬費、これが200万余り残っております。これにつきましては郵便料の確定するのが3月で、料金は確定しますけど、その請求が来るのが4月、5月になりますので、その関係で少し200万余り余ったような状況でございます。

法制執務のところにつきましては15万余りなので、これは残ったという理由というのは、本当に数万のところでございます。

人事管理事業のところが、トータルで700万ぐらい余っております。こちらにつきましては、会計年度任用職員の保険料とか社会保険料、そういったものが140万ぐらいあります。こちらにつきましても、任用の人数によって変わってくるということで、年度末までちょっと人数が変動する可能性があったということで、補正のところ落とし切れてないというところがございます。

あと、会計年度の通勤手当、これが100万円ぐらい、そういったところで会計年度に関わる部分が主なものでございます。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 この一般管理費の中で言うたら、共済費は800万ぐらい不用額になつとるんですよ。総務だけじゃないかもしれませんが、ここらはなぜかいうのがちょっとあるんですが。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 こちらにつきましては、昨年12月に人事院勧告が発令されまして、4月に遡って職員の給料とかを遡及するという給与改定が行われております。会計年度等の12月、1月、2月、この3か月の支給額によりまして、3月の標準報酬月額が変わってまいります。それに伴って、共済費の掛金が増えるということが見込まれておりまして、その点で3月に減額補正できずにそのまま残ったということでございます。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 11ページの総務一般管理事業についてなんですけれども、行政嘱託員の件で、これは令和5年の決算なんですけど、この決算見て来年度予算の審査につなげていくという視点からお伺いします。

今年度当初予算で行政嘱託員を今年度の途中でやめて、通知の配達員に変えていくという方針が出された後、また行政嘱託員を継続するというような発表というかアナウンスがされていると思います。この課題がどういう考え方の変更があってそういうことになっているのか、次どうつなげていくのかという辺りをお伺いしたいと思います。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 年度当初につきましては、委員言われたとおり10月から登録員制度という形に変えていくという考えでございました。それまでの間に、やはり地域の声というところもこれまでは行政嘱託員に対するアンケートで把握をしておりましたが、やはり行政嘱託員はそれぞれの区長ということで、区の代表が兼務されておられたりとか、その関係が地域振興会の役員をやられているというようなこともありまして、32の振興会の会長さんに意見を聞いた経緯がございます。

その中で、行政嘱託員につきましてはやっぱり区の代表者が兼ねているということもありまして、その制度がなくなるとコミュニティが崩壊するということで、どの会長さんからも行政嘱託員を何とか残してほしいというような御意見をいただきました。

それらをまとめまして、市のほうとしましては、もう少し継続、課題はあるんですが、もう少し継続すべきという判断をさせていただきました。少子高齢化とか人材不足ということで、行政嘱託員の担い手がいないと、不足しているという課題がありますので、これらに対応することにつきましては今年度、来年度に向けて引き続き検討していくということで今は整理をしております。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員      もう一点、同じところでお伺いします。

総務一般管理費の中で、郵送費とか市民だったりに対して郵便でいろいろ通知が行ったり申請事務がされてたりすると思うんですけども、こういったものをITの技術を使ってペーパーレス化を図っていく、あるいはもうスマートフォンから申請ができたりするようなDX化を各自自治体で推進されてると思います。

そういったことが成果と課題の中の課題に挙げられていないんですけども、その辺りの課題意識というのはどのように今認識されてますでしょうか。

○石 飛 委 員 長      佐々木課長。

○佐々木総務課長      今現在、市のほうはLINEを通じてそういった申請ができるような取組を始めたということで、委員言われますとおり、やはりオンラインで申請できるものがあれば、市役所に来なくても手続きが完了するというところで、そういったことも進める必要があるというふうには考えております。

ただ一方、こちらの行政嘱託員の個報の配布につきましては、ある意味単に届けるだけでなく、地域の見守りの活動といいますか、顔を見て、地域の高齢者の方が元気でおるかというようなことも一理兼ねてるというか、そういうような意味合いも私はあるというふうに思っておりますので、そこは地域の声を聞きながら、いずれのほうがいいのかということも、今後検討していきたいというふうに思っております。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員      今のところ、行政嘱託員のみならず、ほかの郵便物についても、課題、郵便物をなるべくなくしてオンラインで手続きできるような方向性で、目標というか、課題設定があってしかるべきではないかなというふうに思うんですけども、そういった辺りがこの成果と課題とか、成果指標の中に現れて来てないの、ないのかなというふうに思うんですけども、その辺りの課題認識をお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長      佐々木課長。

○佐々木総務課長      認識といいますと、DXの推進は企画部のほうになりますので、そちらでお問い合わせいただければというふうに思いますが、全くそういった認識がないというわけじゃなしに、やはり時代の流れですので、そういったことは課題として認識をしております。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、総務課に係る質疑を終了します。  
ここで13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。  
総務課の審査において、答弁がありますので、これを許可いたします。  
佐々木課長。
- 佐々木総務課長 山根委員の質疑に対する回答をさせていただきます。令和5年度中の  
休職者の人数でございますけど、10名でございます。  
以上です。
- 石飛委員長 以上で、総務課の答弁を終わります。  
続いて、審査に戻ります。  
秘書広報課の決算について、説明を求めます。  
山本秘書広報課長。
- 山本秘書広報課長 それでは、秘書広報課の決算について説明します。  
説明書の14ページをお開きください。総務一般管理事業です。  
この事業は、秘書業務、広報、表彰等に関する事務、インターンシ  
ップ事業を行っています。  
実施内容ですが、インターンシップ事業について、夏と春の計3回実  
施し、166人の申込みのうち31人を受け入れました。  
次に、成果と課題です。  
成果はインターンシップを春に2回開催することで、昨年度より受入  
れ人数を増やしました。春のインターンシップでは、チャンネル登録者  
数が20万人を超える市の公式ユーチューブを活用し、市外の学生から見  
た安芸高田市の魅力を発信しました。  
次に、課題です。  
顕彰制度について、市では安芸高田市ふるさと応援寄附顕彰要綱を制  
定していますが、上限額を超えた寄附者に対しての新たな顕彰制度を検  
討する必要があると考えています。  
続いて、15ページ、広報広聴事業です。  
この事業は、広報誌、ホームページ、SNS等を活用した情報発信と  
広聴に関する事業を行っています。  
実施内容ですが、広報事業として月1回の広報あきたかたの発行、ホ  
ームページの運用管理、SNSでの情報発信を行いました。広聴につい  
ては、市民モニター事業、あきたかたMe e t－u p事業を実施しまし  
た。  
次に、成果と課題です。  
成果は、昨年10月に採用した地域おこし協力隊の運用により、インス  
タグラムのフォロワー数が増加し、安芸高田市の魅力を発信するツール  
となっています。  
次に、課題です。

今後について、広報誌や各SNSの特性を踏まえた運用を行い、効果的な発信につなげる必要があると考えています。

以上で、秘書広報課の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって、秘書広報課に係る質疑を終了します。

次に、財産管理課の決算について説明を求めます。

小櫻財産管理課長。

○小櫻財産管理課長

財産管理課の決算について説明します。

説明書16ページをお開きください。公有財産管理事業です。

この事業は、未利用地の売却や貸付け事務の管理、建物災害共済保険事務など、土地建物市有財産の総括管理を行っています。

実施内容ですが、公有財産の台帳整理と未利用地の売却貸付け等を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は民間提案制度による提案1件を事業化し、広告つきAEDを無償で設置しました。このAEDは、本庁税務課の前と甲田支所に設置してあります。残りの採択されている2件、公有、公共施設のLED改修、地域活性化につながる郷野小学校の教室賃貸マネジメント事業についても、令和6年度に事業化するよう、詳細協議を進めました。

次に、課題です。

市の所有している遊休未利用地は、不便な立地などが多いです。今後増加する公共施設の廃止に伴い、処分をより一層推進する必要があると思っています。

次に、17ページ、用度管理事業です。

この事業は、事務用消耗品及び事務機器の総括管理を行っています。

実施内容ですが、消耗品管理では、各課に担当者を選任し、共用消耗品の払出しを実施するとともに、市内業者から見積りによる一括発注・一括購入を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、窓空き封筒の広告募集により12万円の寄附を得ました。

次に、課題です。

用紙など事務消耗品が高騰傾向にあり、一括購入による仕入価格の抑制や、管理品目の適正化を図っていくなど、さらなる工夫をしていくことが必要だと考えています。

次に、18ページをお開きください。庁舎管理事業です。

この事業は、本庁舎及び各支所の維持管理を行っています。

実施内容ですが、本庁舎支所の維持管理として、修繕、各種保守業務を行いました。

次に、成果と課題です。



成果は、今まで手動で施錠していた地下駐車場エレベーターホール側の扉に電気施錠を設置し、時間外に車両を使用する職員の利便性が向上しました。

次に、課題です。

庁舎内の修繕が多くなっており、建物の重要度・緊急度を考慮して対応していく必要があります。

次に、19ページ、一般車両管理事業です。

この事業は、公用車の維持管理、更新車両の入札、廃棄車両の売却、事故対応、公用車の総括管理を行っています。

実施内容ですが、公用車の台帳を基にメンテナンスを実施しています。10年10万キロを基準に、老朽所有車両を廃止し、フルメンテナンスリース車両に入替えを行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、インターネット入札により廃車車両11台の売却を行い、249万6,000円の収入となりました。民間の官公庁オークションを利用することにより、全国から入札が可能となって、高値での売却ができています。

次に、課題です。

公用車の事故は18件で、ほとんどが自損事故です。新規採用職員を対象としている講習のほか、別途講習会を企画して、事故など対象職員を拡大するなどして、事故などの防ぐことを検討していく必要があると考えています。

次に、20ページをお開きください。地域活動拠点施設事業です。

この事業は、地域コミュニティの振興を図る拠点施設である基幹集会所の総括管理運営及び地域集会所の補助事業を行っています。

実施内容ですが、有留地区多目的集会所の改修工事を修繕計画に基づき実施をしました。

次に、成果と課題です。

成果は、30の基幹集会所の指定管理手続を新たに完了しました。

次に、課題です。

蛍光灯の販売停止を見据え、計画的にLEDに更新する必要があります。

次に、21ページ、電算システム事業です。

この事業は、住民記録、税など76の基幹業務システムの運用、1人1台パソコンのライセンス管理や不具合対応を行っています。

実施内容ですが、自治体セキュリティー強靱化対応機器の更新を実施するとともに、新たに機能を追加し、セキュリティー機能を強化しました。基幹システムでは、プリンター27台の更新を行い、印字調整など作業を完了させました。

課題として、2025年度末までに基幹システム20業務の標準化対応を求められています。マイナンバー制度の関係や、他の法改正に伴うシステ

ム改修も並行しているため、必要経費や改修スケジュール等の精査ができない状況となっています。

次に、22ページをお開きください。広域ネットワーク管理事業です。

この事業は、本庁各支所、小中学校等の公共施設を結ぶ広域ネットワーク網及び、基幹系、L G W A N系、インターネット系のネットワークの維持管理やセキュリティ対策を行っています。

実施内容ですが、インターネット系、市役所内の業務や自治体間の通信を行うL G W A N系、戸籍など、機密性の高い住民情報を取り扱う基幹系のネットワークごとに定期的なウイルス対策を行いました。インターネット系ネットワークは、広島情報セキュリティクラウドへの接続により、セキュリティの脅威は減少傾向にあります。L G W A N系は、総務省などが推奨しているセキュリティアップデートを自動化しており、常に最新の状態をしています。

課題として、サイバーテロによるシステム障害や情報漏えい等の可能性について、常に調査研究が必要と考えています。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

山根委員。

○山 根 委 員

先ほど、セキュリティ、22ページをお願いします。

実施内容の2のほうで、中小ネットワーク機器移設業務についてお聞きいたします。これ、旧八千代支所裏に設置されていた広域ネットワーク機器を近隣の消防無線八千代局へ移設したとあります。先ほどのお話を聞いてると、成果のほうですね、八千代支所ネットワーク機器移設業務を完了したとあるんですけど、これは消防無線八千代局へ移設したことでもう完了となるのか、そこでどういう使い方をされるのか、ゲンシユでないのはなぜかというところをお答えいただけたらと思います。お願いします。

○石 飛 委 員 長

小櫻課長。

○小櫻財産管理課長

業務のほうはこれで完了となります。今、旧八千代支所のほうに、こちらのほうにあるネットワークと、庁舎管理のほうにあった電話設備等のシステムがまだ旧庁舎のほうに残ってありました。こちらのほうを、今消防の設備が入っておる建物があるんですけども、そちらのほうに同じように移設をさせていただきました。

今、八千代支所のほうへなぜ動かさないかということなんですけれども、機器を置くのにやっぱり手狭になりますので、今、消防のほうに置いてあるもの、そこに広域のネットワーク、さらには音声のシステム等を一緒に移設をしたものでございます。

○石 飛 委 員 長

山根委員。

○山 根 委 員

分かったような、ネットワーク機器はそれぞれ別なんですか。広域ネットワーク、消防無線、八千代局へ移設したものと、それから八千代市

所に移設したものというのはちょっと別なものなのかなというふうな思いがして、お聞きしたんですけど、説明をもう少し詳しくお願いいたします。

○石飛委員長 小櫻課長。

○小櫻財産管理課長 別のものになります。電話でございましたら音声電話のシステムがございますし、ネットワークの関係の、うちのシステムございます。それとほかに、また企画のほうで光ネットワークの関係のシステムもございまして、それぞれが別のシステムになっております。

ただ、動かすに関してはそれぞれちょっと連動もありますので、一緒に協力して動かさせていただきます。

○石飛委員長 山根委員。

○山根委員 17ページをお願いします。

成果指標のところなんですけれども、本庁舎印刷機使用枚数、計画値が140万枚で、実績値が176万1,815枚、かなりの計画値をオーバーした実績値になってます。36万枚、これはなぜこんなに実績値が多くなったのか、理由があると思いますのでお願いします。

○石飛委員長 小櫻課長。

○小櫻財産管理課長 こちらの本庁にありますオルフィスという印刷機でございますけれども、まず計画値のほうですけれども、令和5年度の予算を立てるときに、令和4年度の数値を基に計画を立てております。

増えた要因でございますけれども、紙の使用量とかも関係してくるんですけど、この年からコロナのほうが明けましてイベント等がかなり復活をした関係で、そちらのほうの印刷物等がかなり印刷されたと、財産管理課では思っております。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 16ページの公有財産管理事業ですが、未利用地の売却及び貸付け、これも太陽光発電事業へ貸付けとか未利用地112件、それから売却もやられると、かなりこれ努力されと思うんですよ。全体の面積で、今回貸し付けなり売却をやって残ってるのがどれぐらいなのか、現時点で面積の把握をされてれば教えてください。

すぐに無理だったら後でも結構です。

○石飛委員長 小櫻課長。

○小櫻財産管理課長 後ですみません、資料のほう出させてもらいます。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今、児玉委員と同じところなんですけれども、成果のところ太陽光発電事業の未利用地貸付けの部分ですね、面積は昨年度と比較してほぼ一緒の3万2,000平方メートルなんですけれども、貸付代金のほうは昨年度130万のものは、今年度116万円になっていると。この辺りの御説明をお願いします。

- 石飛委員長 小櫻課長。
- 小櫻財産管理課長 こちらのほう、面積は変わっておりません、おっしゃるとおり。なんですけども、うちのほうでもらう収入、賃料なんですけども、売電価格の3%という形で契約を結んでおりますので、売電価格が下がったことによる減額となっております。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、財産管理課に係る質疑を終了します。  
ここで、総務部全体に係る質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
芦田委員。
- 芦田委員 13ページの職員人事管理事業の(2)で、全職員を対象とした人事評価を実施したとあります。人事評価自体は職員のやる気につながり、業務の効率化なども期待できると思いますが、評価結果を具体的にはどのように生かしていこうと考えておられるのか、伺います。
- 石飛委員長 佐々木課長。
- 佐々木総務課長 人事評価制度につきましては、まだ本格運用というところには至っておりませんが、去年の例で言いますと、評価者と調整者、私の場合で言いますと、評価者は部長になります、調整者が副市長になります。その評価者と調整者が評価した結果を所属長であります部長のほうから私のほうに、シートを見ながらフィードバックをしていくということで、よかったところ、悪かったところというところを個別に面談をして返していくと。その評価を、なぜこうしたのかというところもその都度説明をしていくと。次年度に向けてこういうところを努力してほしいというような形で、単にできたできなかったというわけではなく、その過程についてとか、よかった点について、特に評価をしていただくような感じで、ただ単に結果を返すだけでなく、言葉を添えて返していくというような取組をしております。
- 石飛委員長 芦田委員。
- 芦田委員 この、やられている人事評価を昇給や昇進につながるような、職員のやる気を起こすシステムにする必要があると思いますが、今後の展開について検討されていることがあれば伺います。
- 石飛委員長 佐々木課長。
- 佐々木総務課長 御指摘のとおり、今の評価を処遇に反映していくということが今一番の課題でございます。今年度、その目標に向けて取組を行っているということで、先進のところに視察に行ったりとかをしております。  
その中で、先ほど試行と言っておりましたが、本格的な運用ができるように、今年度中に制度設計を行っていきたいというふうに思っております。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。  
児玉委員。

○児玉委員 先ほどの裁判費用のところでお尋ねしようかどうかちょっと考えとったんですが、実際にかかった経費ですね、これなんかどういう具合に処理されていくのか、今のお考えがあればお聞かせください。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 恐らく問いというのは、求償していくかどうかということだというふうに思います。こちらにつきましては、今3審、最高裁のほうに上告をされているという状況でございます。その結果を見て、これからのところを判断していくということでございまして、今のところ、こうするということなまだ結論に至ってないという段階でございます。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、総務部に係る一般会計の審査を終了します。

ここで、小櫻課長より先ほどの答弁がありますので、お願いいたします。

小櫻課長。

○小櫻財産管理課長 先ほど児玉委員さんの御質問なんですけども、今計画しております中では進捗率として54%、売却可能財産の面積でございますけど、3万7,000平米ぐらいがまだありますし、今どんどん来ておりますので、集計はまだ数は多くなると思います。今、把握してるのはこういう面積となります。

以上です。

○石飛委員長 では、ここで説明員退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時24分 休憩

午後 1時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

ここで、認定第1号の審査を一時休止し、総務部に係る特別会計決算の審査に移ります。

認定第8号「令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について」の件から、認定第15号「令和5年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について」の件までの8件を一括して議題とします。

要点の説明を求めます。

小櫻財産管理課長。

○小櫻財産管理課長 それでは、認定第8号、吉田財産区決算を説明させていただきます。

決算書266ページ、267ページをお開きください。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、268ページ、269ページをお開きください。

歳出は、管理会の委員報酬です。

次に、270ページから272ページをお開きください。財産に関する調書

です。

決算年度中の増減はありません。

続きまして、認定第9号、中馬財産区決算です。

決算書279ページ、280ページをお開きください。

歳入の主なものは、中国電力、KDD I への土地の貸付料と繰越金です。

次に、281ページ、282ページをお開きください。

歳出の主なものは、委員報酬、下中馬地区への区有林維持管理交付金です。

次に、283ページから285ページ、財産に関する調書。

こちらのほうも、増減はございません。

次に、認定第10号、横田財産区決算です。

決算書292ページ、293ページをお開きください。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、294ページ、295ページをお開きください。

歳出は、管理会の委員報酬です。

次に、296ページから298ページ、財産に関する調書ですけれども、増減はございません。

次に、認定第11号、本郷財産区決算です。

決算書305ページ、306ページをお開きください。

歳入の主なものは、間伐による立木の売払い収入と繰越金です。

次に、307ページ、308ページをお開きください。

歳出の主なものは、委員報酬と森林保険料です。

次に、309ページから311ページになりますけれども、財産に関する調書。

決算年度中の増減は、財政基金、調整基金が2,000円ほど増加をしております。

次に、認定第12号、北財産区決算です。

決算書の318ページ、319ページをお開きください。

歳入の主なものは、中国電力の電柱と、家畜集合施設への土地の貸付料と繰越金です。

次に、320ページ、321ページをお開きください。

歳出の主なものは、委員報酬と水路維持管理謝礼金です。

次に、322ページから324ページ、財産に関する調書でございますけれども、決算年度中の増減はございません。

次に、認定第13号、来原財産区決算です。

決算書331ページ、332ページをお開きください。

歳入の主なものは、繰越金となります。

次に、333ページ、334ページをお開きください。

歳出は、委員報酬です。

次に、335ページから337ページ、財産に関する調書でございますけれ

ども、増減はございません。

次に、認定14号、船佐財産区決算です。

決算書の344ページ、345ページをお開きください。

歳入は、繰越金です。

次に、346ページ、347ページをお開きください。

歳出については、支出がございません。

次に、348ページから350ページは、財産に関する調書、増減はございません。

次に、認定第15号、川根財産区決算です。

決算書357ページ、358ページをお開きください。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、359ページ、360ページをお開きください。

歳出は、委員報酬です。

次に、361ページから363ページは財産に関する調書、決算年度中の増減はございません。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 御説明を伺いますと、ほぼほぼ繰越金が入ってきて、それを役員報酬が出て、そのほかの方はほとんど何もないというような状況で、役員報酬分だけ財産が少しずつ目減りしてってるといような状況、これも過去4年間見ても同じような状況がずっと続いていると思うんですけれども、これはこのままいくと、長い時間かけてですけど、いずれ枯渇していくような話になっていくと思います。

この辺りについては今後どのようにしていくのか、その辺り何か指針がございますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 小櫻課長。

○小櫻財産管理課長 今の分収造林しているところもございますけれども、なかなか切り出すのに、逆に赤字になってしまうかなというところがございます。おっしゃるとおり繰越金、委員報酬のみで目減りしていくという状況です。それぞれの管理会での考え方等もございますので一概には言えませんが、中にはちょっと報酬も払えないところも現実的にはございますので、事務局からの提案として、先には財産持ってるものを処分して解散というの、また提案とかしていくべきかなとは考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号「令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について」の件から、認定第15号「令和5年度安芸高田市川根財産

区特別会計決算の認定について」の件までの8件の審査を終了します。

以上で、総務部に係る特別会計決算の審査を終了します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時35分 休憩

午後 1時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

認定第1号、一般会計決算の審査を再開します。

これより、会計課の検査について審査を行います。

要点の説明を求めます。

森岡会計管理者。

○森岡会計管理者兼会計課長 会計課の決算について、説明をします。

説明書の139ページをお開きください。会計管理事業です。

この事業は、現金の出納及び保管等の出納事務を行っています。実施内容ですが、迅速適正な支払い事務を行うため、担当職員への指導を随時行いました。またその際、電子決裁事務に対応した財務会計事務の手引き改訂版を作成しました。

次に、成果と課題です。

成果は、総支払い件数に占める電子データによる振込み件数の割合は94.4%と前年度を上回り、また、相手先口座の消滅や移動等による振込み不能件数は、総振込み件数の増加もあり、前年度より若干増加したものの、振込み適正化率としては99.69%と高い水準を維持しております。

次に、課題です。

職員の事務処理能力の向上が挙げられ、今後も公金の適正な管理のため、取組を継続してまいりたいと考えます。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 実施内容のほうで、職員の事務処理能力の向上を促すということで、財務会計手引きの周知、今担当職員の指導を随時行っているということだったんですけども、ただかなりのほうで事務処理能力の向上が引き続き課題であって、誤った事務処理等があるということでした。

これって、課題に関しては令和4年の成果と課題の部分と同じように書かれておりまして、これ単純にヒューマンエラーを引き起こすシステムエラーがあるんじゃないかなというふうに思ってしまうんですけども、例えば人員が少ないがために同じ間違いが起きてしまうとか、そういった仕事量に対して人の数が足りないとかいうような仕組み、個人の能力の問題ではなくて仕組みの問題じゃないかなというふうに受け止めてしまうんですけども、そういったところの課題意識はどのように持たれて



ますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 森岡会計管理者。

○森岡会計管理者兼会計課長 この件につきまして細かく追及してまいりますと、人員不足であったり、そういったヒューマンエラーといったものもちろんカウントされると思います。しかし、この出納業務というものも近年目覚ましく変化しておりまして、先ほども申し上げましたが、電子決裁事務でありましたり、新たな取組が引き続いて継続的に発生しております。そういった新たな取組に、私たちも継続的に粘り強く指導してまいるということが現在の課題となっております。

ですので、人員不足もあるかも分かりませんが、そういった新たな取組にも積極的に挑戦していきたいと思っております。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、会計課の審査を終了します。

次に、行政委員会総合事務局の決算について、審査を行います。

要点の説明を求めます。

竹本行政委員会総合事務局長。

○竹本行政委員会総合事務局長 それでは、行政委員会総合事務局の決算について説明いたします。

説明書の169ページをお開きください。監査委員事業です。

この事業は、安芸高田市監査基準に基づき、各種の監査等を実施するものです。

実施内容ですけれども、定期監査をはじめ、6種類の監査等を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は年間監査計画のとおり実施し、その結果をホームページで公表いたしました。

課題は、文書の電子化に対応した監査ができるよう、手法を研究する必要があります。

続いて、170ページをお開きください。選挙管理委員会事業です。

この事業は、選挙管理委員会の事務及びこれに関する事務を行うものです。

実施内容ですけれども、委員会を5回開催し、議案を22件、それから報告を1件いたしました。また、検察審査員及び裁判員のそれぞれの候補者予定者を選定いたしました。

次に、成果と課題です。

成果は必要な議案を審議するとともに、委員会の事務を行いました。

課題は、選挙制度の改正に応じて必要な事務を行う必要があります。

続いて、171ページ、選挙啓発事業です。この事業は、選挙に関する啓発及び周知等を行うものです。

実施内容ですけれども、明るい選挙推進協議会の役員会総会、小学生の選挙啓発ポスター募集などの常時啓発及び選挙時啓発を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、明るい選挙推進協議会と連携して啓発活動に取り組みました。

課題は、明るい選挙推進協議会の組織の見直しや啓発活動を工夫する必要があります。

続いて、172ページをお開きください。選挙執行事業です。

この事業は、公職選挙法に基づき、各種選挙の執行管理を行うものです。

実施内容ですけれども、広島県議会議員一般選挙の事務を執行しました。

次に、成果と課題です。

成果は、おおむね適正に執行管理することができました。

課題としては、適正な選挙執行体制を維持するため、事務処理要領の点検等に継続して取り組む必要があります。

続いて、173ページ、公平委員会事業です。

この事業は、勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分についての審査請求に対する採決等を行うものです。

実施内容ですけれども、加盟する連合会の総会等に2回参加しました。また、委員会を1回開催しております。

次に、成果と課題です。

成果は、研修会に参加して、人事行政に関する知識を学ぶことができました。

課題は、審査請求や措置要求を迅速、適正に処理するため、今後も知識の習得を、習得に努める必要があります。

最後に、174ページをお開きください。固定資産評価審査委員会事業です。

この事業は、固定資産評価価格に関する不服審査申出の審査決定を行うものです。

実施内容ですけれども、委員会を1回開催して、研修会に1回参加しました。

次に、成果と課題です。

成果は、委員会の円滑な運営のため研修会に参加しました。課題は、迅速かつ適正な審査決定のため、引き続き知識の習得に努める必要がございます。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって、行政委員会総合事務局の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時45分 休憩

午後 1時47分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、企画部の審査を行います。

財政課の決算について、説明を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長

財政課の決算を説明します。

説明資料の23ページをお開きください。行政改革推進事業です。

この事業は、施設の適正配置や施設の有効活用と財産の売却など、行政改革の推進に関する事務を行っています。

実施内容ですが、第4次行政改革大綱に基づき策定した実施計画を推進しました。また、当初予算編成に当たり、全ての事務事業において、ゼロベースで見直しを実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、決算時に主要政策の成果に関する説明書として成果と課題を分析するなど、有効に活用がなされています。

次に、課題です。

長期的な視点で財政健全化に取り組み、これを継続していく必要があります。

続いて、24ページをお開きください。財政管理事業です。

この事業は、予算編成、決算、地方交付税の算定などの事務を行っています。また、財政健全化計画で掲げた財政健全化方策の着実な実施と、社会情勢の変化や、新たな課題に対応した健全な財政運営を目指します。

実施内容ですが、昨年は10月に財政説明会を開催し、決算の概要と、公共施設の具体的な廃止スケジュールを説明しました。スケジュールのとおり廃止することで、更新費用や維持管理費用を抑制できる見込みです。

次に、成果と課題です。

成果は、多くの方の参加を得て開催した説明会において、市の財政状況などを説明することができました。また、その様子はユーチューブや広報誌への掲載を通じて広く周知することができました。また、一般会計の補正予算を10回編成し、価格高騰対策など速やかに事業対応を行いました。

次に、課題です。

公共施設の削減や受益者負担の適正化、長期的な視点では、市のコンパクト化などを進めていく必要があります。

続いて、25ページ、基金管理事業です。

この事業は、基金の管理事務を行っています。

実施内容ですが、基金の預入利子293万3,000円、各基金のルールに基づき、9億7,603万4,000円の元金積立てを行いました。また、活用については、ふるさと応援基金をはじめ、計10のその他特定目的基金を各事

業に7億4,587万6,000円充当しました。

次に、成果と課題です。

成果は、将来の公共施設に係る更新費用などの財源に充てるため、公共施設管理運営基金などに積立てを行うことができました。

次に、課題です。

市の貯金である財政調整基金の年度末残高が約10億9,000万円、減債基金が約5億円となりました。非常時などに備えるため、歳計剰余金を財政調整基金へ積み立てる必要があります。また、公共施設の維持修繕に備えるため、基金を適切に管理する必要があります。

続いて、27ページをお開きください。償還金等管理事業です。

この事業は、地方債の償還等の事務を行っています。

実施内容ですが、義務的経費である公債費の元利償還と縁故債の利率見直しを9件行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、実質公債費比率が改善したことです。

次に、課題です。

公債費は減少していますが、今後も起債制限比率の18%を超えないよう、事業費の精査が必要だと考えています。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

続いて、説明を求めます。

竹添財政課入札・検査担当課長。

○竹添

続いて、財政課入札・検査係の決算について説明をします。

説明書の26ページをお開きください。入札工事検査管理事業です。

この事業は、入札参加資格者の認定を行い、建設工事、測量設計などの業務委託、物品などの入札事務を行っています。また、250万円以上の建設工事について検査事務を行っています。

実施内容ですが、129件の入札を執行しました。また、220者の入札参加資格者の審査を行い、工事検査員による検査を88件行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、電子入札システムにより効率的に入札事務を行うことができました。

次に、課題です。

毎年改定される入札制度等の情報を収集し、市の状況に応じた入札制度の改正を行う必要があります。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

27ページなんですけれども、コスト情報の財源内訳のところのその他、当初予算額が616万7,000円、決算額は1,700万円、このコメントが市営住宅使用料と市有住宅使用料ということで、こんなに増える、市有住

宅は減らしていこうという中で、ここが増え、こんなに増えた理由というのをちょっと詳しく教えてください。

○石 飛 委 員 長

沖田課長。

○沖田財政課長

使用料については、他の市有住宅や市営住宅の事業に、まず財源として措置した後に、残ったものを最終的に公債費の財源に充当するような形で処理をしています。最終的に順番で先に事業費、その残りのものについて、こちらの公債費に充てるという、償還金額のところに充てるということで、予算よりも金額が増えたということになります。なので、歳入金額がすごく増えたわけではなくて、もともと予定していた充てる予定の財源の内訳が変わったということになります。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金 行 委 員

24ページの財政説明会でかなり成果が出たということですが、今年度もやっておられます。これは財政説明会は年に1回か2回ということでしょうが、これは考え方として、担当課はこの財政説明会のずっとやっていかれる考えがあるか、1点お聞きします。

○石 飛 委 員 長

沖田課長。

○沖田財政課長

5年度までは財政説明会を行いましたけれども、6年度は予定をしております。今後につきましては、また別な方法で財政状況などは説明し、皆様にお伝えできるようにしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

26ページの入札関係のところ、実施内容の2番の入札参加資格審査というのは、総数220者というて書いてあるんですが、この中で1者だけの入札ということを議論されとる部分が何件ありますか。

○石 飛 委 員 長

竹添課長。

○竹添財政課入札・検査担当課長

こちらの220者の業者数というのは、新規に入札参加資格者の審査を行った総数になります。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

23ページの行政改革推進事業のところの成果指標のところ、行革実施計画当該年度実施率、計画値が100%で実績が60%というふうに書いてあるんですが、これは計画していて実施できなかったものというのは、具体的にどういったものがございますでしょうか。

○石 飛 委 員 長

沖田課長。

○沖田財政課長

2項目については、まず人材育成の関係で、人事評価の本格的な導入がという説明が総務課のところであったと思いますけども、その案件が一点と、もう一個は施設の適正配置で、市営住宅の用途廃止も入れてお

りましたけども、まだ進捗が進んでないということで、この2項目が達成できていないということになっています。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 続いて27ページ、償還金等管理事業の実施内容のところで、利率の見直しということで縁故債の利率見直しを行ったと、9件行ったということなんですけども、この結果どのように成果が出たのか出なかったのか、その辺りの結果を教えていただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長 沖田課長。

○沖田財政課長 9件行いまして、4件は、利率は据え置くという協議になりました。5件につきましては、現在利率のほう上昇している状況がありまして、若干利率が上がったような状況で、引下げということにはならず、若干増額ということに、結果としてはなりました。

以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 それ裏を返すと、相手協議を行わなかったら従来の金利で済んだのか、それとも行わざるを得なかったのか、その辺りを教えてください。

○石 飛 委 員 長 沖田課長。

○沖田財政課長 当初借入れをするときに、10年後に利率見直しの協議をしようということで開始をしています。なので、10年がたったので、しないという選択肢はございませんで、した結果、以上のような状況になりました。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、財政課に係る質疑を終了します。

引き続き、次に、政策企画課の決算について説明を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 政策企画課の決算について説明をします。

説明書の28ページをお開きください。企画調整事業です。

この事業は、広域行政に関すること、そして総合計画などにより、市全体の事業の推進を行うものです。

実施内容ですが、次期総合計画の策定に向け準備を進めました。広域行政においては、広島広域都市圏協議会において、神楽まち起こし協議会事務局を担い、神楽の日を含めた各種事業を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、広島駅で開催したイベントでは、2日間で延べ5,600人の来場がありました。神楽の上演により、その魅力を広く発信することができました。

次に、課題です。

協議会において、神楽の後継者育成につながるような仕組みを構築す

る必要があると考えます。

続いて、29ページ、J R線対策事業です。

この事業は、J R甲立駅、吉田口駅及び向原駅周辺施設の管理を行っています。

実施内容ですが、甲立駅、吉田口駅の駅舎を指定管理者に委託し、向原駅については、トイレの清掃、庭園管理を行いました。

課題は、利益性については利用促進だけでなく、まちづくりを踏まえた活用策を検討していく必要があると考えます。

続いて、30ページをお開きください。生活路線確保対策事業です。

この事業は、通勤通学者、高齢者等の交通手段の確保を行っています。

実施内容ですが、路線バスのお太助バス、予約乗合型のお太助ワゴン、自家用有償運送のもやい便、トロッコ便の運行を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、運行事業者等の協力により交通手段を確保することができました。

次に、課題です。

運行諸費用の増加が避けられず、財政支援が必要となっていることや、乗務員の多くが高齢であり、労働時間の制限なども相まって、乗務員不足が深刻化していることです。

続いて、31ページ、まち・ひと・しごと創生事業です。

この事業は、人口減対策と地方創生の取組を進めるものです。

実施内容ですが、市内2校の高等学校の生徒獲得と地域との連携による学校の魅力化の取組を行っています。

次に、成果と課題です。

成果は、戦略会議の意見を踏まえ、高校と中学校の連携、高校の魅力化に資する補助金を設けました。

次に、課題です。

戦略会議では、提案を具現化するに当たり、高校をサポートしていく体制が必要だと考えます。

続いて、32ページをお開きください。定住促進事業です。

この事業は、人口減少や少子高齢化といった社会問題に対処するため、関係人口を増やす取組を行っています。

実施内容ですが、地域おこし協力隊を2名採用し、2名の隊員が任期を終えました。高校の魅力向上支援事業では、スタディサプリの導入補助や地域と協働して行う事業、生徒が決める100万円事業等に補助金を交付しました。

次に、成果と課題です。

成果は、任期を終えた隊員が起業助成金を活用し事業を開始、市内への定着につながりました。また、地域人材の育成として、市内の高校生を対象に、合同企業説明会を行いました。

次に、課題です。

まちづくり助成金や公共魅力向上支援事業の取組を広報し、市民に広く周知する必要があると考えます。

続いて、33ページ、ふるさと応援寄附推進事業です。

この事業は、ふるさと納税制度による寄附金の受入れを行っております。

実施内容ですが、昨年度はふるさと納税2万3,599件、4億4,562万2,000円の寄附を受けました。また、企業版ふるさと納税は12業者から3,581万円の寄附を受けました。令和4年度と比較すると、寄附額は大幅な増加となっております。

次に、成果と課題です。

成果は、SNSで安芸高田市の情報が拡散され、認知度が向上した結果、前年度より大幅な受入額の増加につながったことです。

次に、課題です。

既存商品や新規登録商品など、商品の魅力を発信する取組が重要だと考えています。

続いて、34ページをお開きください。地域情報化推進事業です。

この事業は、市の光ネットワーク環境を生かした情報化の取組を行っています。

実施内容ですが、お太助フォンの設置、スマートフォンの購入費、携帯電話不感地域における補助を行いました。また、主に高齢者を対象とした初心者のためのスマホ教室も開催いたしました。

次に、成果と課題です。

成果は、携帯電話不感地域居住者へインターネット通信環境の整備を推進しました。また、生活サービスの向上のため、スマホ教室を開催し、市の公式LINEなどから情報を得ることができる人を増やすことができました。

次に、課題です。

引き続き、スマホを持つことと使いこなすことの両面について、工夫して取り組む必要があると考えています。

続いて、35ページ、光ネットワーク管理運営事業です。

この事業は、防災情報や緊急告知放送など、行政情報を迅速かつ確実に伝えるため、あじさいネット及びお太助フォンの保全管理を行っています。

実施内容ですが、設備の維持、保守管理に関わる経常的な事務や電柱の新規設置や道路工事などに伴う移転工事、ケーブルの保守に関する事務を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、事業者と連携を取り、被災箇所の補修業務を迅速に行いました。

次に、課題です。

お太助フォンの整備から10年以上が経過し、システム更新の時期を迎



えていることです。

続いて、36ページをお開きください。自治振興推進事業です。

この事業は、地域振興組織が行う地域づくり活動、地域イベントへの助成を行っています。

実施内容ですが、市内6つの連合組織に各種助成金等の交付を行ったほか、活動中の事故を補償するまちづくりサポーター保険の運用を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、地域振興活動や祭りなどが再開したことです。

次に、課題です。

役員の成り手不足、地域活動の担い手がないという中で、振興会の運営が厳しくなっていることです。

続いて、37ページ、統計調査事業です。

この事業は、行政施策の基礎資料を得るため個人事業所団体等を対象とし、各種調査を行うものです。

実施内容ですが、令和5年度においては、住宅土地統計調査を実施しました。

課題は、指導員及び調査員の高齢化により人員の確保が困難になっていることです。

続いて、38ページをお開きください。観光振興事業です。

この事業は、サンフレッチェ広島を支援する様々な応援事業を展開し、市のプロモーションにつなげる取組を行っています。

実施内容ですが、道の駅三矢の里あきたかたで、パブリックビューイングやシーズンチケットの販売を行いました。また、レジーナ選手によるサッカー教室を市内小学校で開催し、子どもたちとの交流を通して、サッカーの楽しさやチームワークの大切さを伝える機会となりました。

次に、成果と課題です。

成果は、安芸高田市DAYに参加し、特産品の販売を行うなど、市のPRにつながりました。

次に、課題です。

道の駅で開催のパブリックビューイングについては、特にホーム戦の集客対策が必要だと考えています。

続いて、39ページ、観光振興施設管理運営事業です。

この事業は、サンフレパークの管理を行っています。

実施内容ですが、指定管理者に施設の管理を委託するとともに、施設の修繕等を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は前回の張替えから13年経過した人工芝の全面張替えを行い、利用者のけがのリスクの軽減など、利便性の向上が図られました。

次に、課題です。

施設の老朽化に伴い修繕が増加していることや、天然芝グラウンドの張替えについても計画的に実施する必要があると考えています。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

39ページのサッカー公園利用者数なんですけれども、計画値に対して実績数が物すごく多いので、非常にいいことだと思うんですけど、この利用者数というのは使った方のみの数字なんでしょうか。それとも見に来られた方もカウントされてる数字なのか、その辺を教えてください。

○石 飛 委 員 長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

この実績値につきましては、施設の利用者の数字となっております。施設に来た人は、見学に来た人は含まれておりません。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

すみません、35ページ、お太助フォンの件なんですけれども、成果と課題として、お太助フォンの整備から10年以上が経過しという、これは令和4年度もかなり課題と捉えられていて、今まで何度も議会のというか、会議の中でいろいろ出てきた課題だと思います。

市の考え方としては、やはりお太助フォンから市の公式LINEへの移行を促していきたいんだらうなというふうには思ってるんですが、そういったロードマップをもうええ加減つくらんといけん時期なんじゃないかなと思うんですけども、そういったところ、今この課題で見るとシステムの更新が必要となると、いまだお太助フォンを何とか使おうという考えなのか、早くそこの切替えをもう決めていかないといけない時期と捉えているのか、そこの課題の捉え方を教えてください。

○石 飛 委 員 長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

お太助フォンにつきましては、2013年度に整備しておりますが、整備から10年が経過しております。端末の更新も必要な時期と捉えておりまして、この補正予算のほうで利用者アンケートということで、予算を計上させていただきました。

今後につきましては、利用状況などを把握するアンケートを全世帯に配布し、そのアンケート結果を集約して、今後の方針を検討していきたいということでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

決算書の78ページになるんですが、77ページ、78ページですが、12目の自治振興費の12節の委託料、1億2,448万9,000円使われとるんですが、その中に、昨年専決処分された三矢の里の駅舎ですか、そこの改修費が450万専決処分で予算されとると思うんですが、その執行額は幾らなの

か。決算書の78ページにありますよね、委託料、1億2,448万9,000円、その中に含まれておるんじゃないかというふうに思うんですが。

○石 飛 委 員 長

沖田課長。

○沖田財政課長

外郭団体運営事業費は、所管が商工観光課になりますので、そちらのときをお願いします。よろしくお願いします。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

28ページ、企画調整事業についてお伺いします。

実施内容の2番、自治体間連携を目指した広域行政の中で、広島県内陸部振興対策協議会や県の地域振興対策協議会で要望を取りまとめ、国、県へ要望書に反映したということなんですけども、要望内容についてどのような要望を出したのか、またその結果について出てるものがあればお聞かせください。

○石 飛 委 員 長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

広島県の内陸部振興対策協議会の要望内容につきましては、安芸高田市といたしましては、高規格道路の東広島高田道路の関係と急傾斜地の貴船地区の2点について要望をいたしております。

もう一点の広島県地域振興対策協議会におきましては、

○石 飛 委 員 長

下瀬係長。

○下瀬政策企画課企画調整係長

こちらのほうにつきましては、各市町と最終的にはまとめた形での要望になっておりますので、見えにくくはなっているんですけども、主なものとしましては、生活交通であったりJRのことであったり、そういったものを要望しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

要望に対する結果はついてますか。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

要望の回答についてはある予定なんですけども、まだ回答がない状況になっております。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小 松 委 員

すみません、32ページの実施内容の3番のまちづくり助成金事業についてお尋ねしたいと思います。

100万円総額でスタートアップ70とフォローアップ10万が3件というような内訳で、申請団体を採択してと思うんですけども、5年度に当たっては、何団体ぐらいの申請があつて、どのような採択になったのかをお聞かせ願いたいと思います。

○石 飛 委 員 長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

このまちづくり助成金につきましては、団体等が行うまちづくり活動に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものでございます。2つ部門がございまして、1つ目がスタートアップ部門ということで、新たな活動を起こそうとする団体を支援するものです。こちらにつきましては、

7件の応募があつて2件採択されました。

もう一つの部門、2つ目のレベルアップ部門ですけれども、こちらはまちづくり活動を行ってきた団体のさらなる発展を支援する内容でございまして、こちらの応募件数が3件、採択件数が3件となっております。

以上です。

○石飛委員長

小松委員。

○小松委員

スタートアップ7件、差し支えなければどのようなまちづくりを考えている団体からの提案があつて、どのような内容の2件を採択したのかというのは、公開してもらっていいものなんではないでしょうか。

○石飛委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

採択された2件について、活動の内容の概要を説明をさせていただければと思います。不採用になった団体の分は、非公開ですみません。お願いします。

まず1つ目が、豊かな自然を生かしてということで、有機栽培で農業をされておりますけれども、その農産物を使ったメニューづくりをする団体で、地域の子どもたちが自らが企画する食堂でそのメニューを提供するといった活動をされている団体が一つでございます。

もう一つが、不登校児の孤立を防いで安心できる居場所の確保や生き生き学べる場をつくる、いわゆる孤立した児童の地域とのつながりを持てるように、子どもが外へ出ていくチャンスをつくるような、そういったフリースクールを開催されている団体が採択となっております。

以上です。

○石飛委員長

小松委員。

○小松委員

ありがとうございます。では、3件のフォローアップのあつた団体においては、1個前の4年度のスタートアップを受けてのフォローアップの3件だったということでしょうか。

○石飛委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

レベルアップ部門については、現在実施されている活動をさらに発展していくということでございまして、必ずしもスタートアップ部門の方が、次年度レベルアップを活用されているということではございませんが、令和5年度、2023年度におきましては、1団体が次年度からの継続事業ということになっております。

以上です。

○石飛委員長

小松委員。

○小松委員

5年度を受けて今年度、6年度も、審査は6月に終わってるんだと思うんですが、3年目を迎えているということで、来年また検討されるに当たって拡充とか、そういったところも意欲ある市民団体がまちづくりに参画したいという思いを、ぜひそういったところも検討していただければうれしいかなと思います。

○石飛委員長

委員の皆さんにお願いしますが、審査でございますので、要望をしないようにお願いいたします。

ほかに質疑。

山根委員。

○山 根 委 員 28ページをお願いします。

実施内容の1番の(2)ですね、次期総合計画の策定に向け総合計画策定支援業務、受託候補者評価委員会を開催したと。また、プロポーザルや総合計画審議会委員委嘱等の準備を進めたと書いてありますので、お聞きいたします。

総合計画、実際に進んでおりますが、委員委嘱等に関して、どのようなポイントを重視して選んでいこうと考えて、このときはいらっしやったのか、お聞かせください。

○石 飛 委 員 長 下瀬係長。

○下瀬<sup>政策企画課企画調整係長</sup> 委員の選定に当たっては、前回の総合計画の委員を参考にさせていただきながら、今回は総合戦略も併せて策定していくという中で、関係の団体であったりそういうものを多少プラスをしたりしながら、幅広く意見がいただけるような審議会にしたいということで、委員のほうを選定させていただいております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山根委員。

○山 根 委 員 ということは、前回は参考に、一応前回は踏襲しながら、あと戦略的に新たな委員委嘱を考えてきていたということによろしいですか。

○石 飛 委 員 長 下瀬係長。

○下瀬<sup>政策企画課企画調整係長</sup> そのとおりです。

○石 飛 委 員 長 審査の途中ですが、まだまだ質疑があるようですので、ここで14時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山 根 委 員 先ほどのにちょっと引き続くことになるかと思いますが、1点、先ほどの総合計画、本当に未来に向けて10年、20年先を皆さんの方の将来に期待が持てるものをつくっていく、安芸高田市として大事な計画ではありますが、そこに関わる委員の方々のお話をどういうふうに先行するのかというのを聞かせていただきました。

これまでのやり方を参考に、今後に向けて戦略的に考えていくようなことを言われたと思いますけれども、これまでのやり方、マスタープランに限ると男性ばかり、女性ゼロ、交通計画をする、入るようなものの交通関係者いない、若者もいない、そういう選択になっておりました。周りを見ると、広島県、県の総合計画に至っては、もう本当に30人

でしたか、そのうち半数が女性、また小委員会というものがつくられてまして、そこは10人のうち7、8人女性です。さらに三次に至っても複数名の女性、若者、いろいろな方が入ってらっしゃいます。

多様性の中で将来を決めていくことが必要だと思います。もちろん分かっただけだとは思いますが、そういうところについてはどのように考えてこられているのか、お聞きいたします。

○石飛委員長

高下部長。

○高下企画部長

今、御質問、御質問いただいたところは一般質問にもあったように思いますが、どの程度言えればいいかと思ひながらなのですが、今おっしゃったほかの市町の考え方は、そのようなものがいろいろあるというふうには承知しております。

安芸高田市においては、総合計画をつくっていくに当たって、前回との総合計画との比較などの継続性の部分も多くありますので、先ほど係長が言いましたように、前回のベースとして新たに力を入れていく部分についての委員を増やしたという形で考えております。

多様性のところをどう反映していくかというところについては、一般質問でいただいていた内容のところでお答えするようにしたほうがいいのかなと思っておりますので、ここでは控えておきます。

○石飛委員長

では、ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

33ページ、ふるさと応援寄附推進事業についてお伺いします。

実施内容の1、使途の部分で（6）市長おまかせ事業の2億4,200万余りの使途についてお伺いしたいと思います。詳細をお聞かせください。

○石飛委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

主な充当事業につきましては、小学校の施設設備等管理設備事業ということで、小学校の机とか椅子等の更新に使っております。また、主なものではサンフレッチェ広島の応援事業補助金、毛利元就入城500年の記念事業に係る費用、そして大都市プロモーション事業補助金ということで、大阪公演等に充当されております。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

30ページなんですが、公共交通システムの関係で、成果と課題の中に、課題の中で2番目にある高齢化の進行云々というのがありますね。将来にわたって持続可能な公共交通システムの構築に向け、合理的かつ利用者の利便を向上させていくことは、喫緊の課題であるというふうに書かれておるんですが、利便性が悪いことを認められとるのか、まだ利用度合いが悪いという考えなのか。

その下にあります成果と指標の中に、お太助ワゴン利用者満足度というものがあるんですが、96.2%の方が満足じゃというふうに答弁、回答書かれておるのか、それとも執行側のほうで何らかの方法でその満足度を出

されたのか、これと上の課題と満足度が、整合性がない思うんです。

私が身近なもんから見聞きしとるのは、吉田へ行こう思っても、対象者が向原のほう行っちゃったら向原回って行ったり、帰りも向原通って帰らないけんときがあるんじゃないかと。ないときには真っすぐ行けるけ便利がええんじゃないかというような話も聞くんで、この辺りを、利用者の利便性を向上させていくという課題にされたのか、その辺りをちょっと聞かせていただきたいんですが。

○石飛委員長 下瀬係長。

○下瀬政策企画課企画調整係長 まず、利用者の満足度のところなんですけれども、毎年これは利用者の方、利用された方にアンケートを取っています。その数字の数値を積み上げたものがこちらになります。

次に、利便性の話なんですけれども、確かに乗合性の乗物ですので、乗られる方がたくさんいらっしゃればたくさんの方に立ち寄ることになりますので、どうしても時間はかかってしまうと。ただその分、タクシーを使うよりは料金が安いという中でやってきているシステムではございます。ただ、言われるように、多少利便性が悪いところもあるとは思っています。

一昨年度、公共交通計画というものを策定して、市内全域の公共交通を見直す計画としております。それを次年度以降実施していくことになるんですけれども、その中で利便性の向上に向けて、取り組めるものについて取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 32ページの定住促進事業ですが、これは地域おこし協力隊員の方が任期を終えられたということですが、当然定住していただくというのが目的でしょうが、これだけのコストがかかるとるわけですから、費用対効果という視点で見れば、当然目的があって結果というのがあって評価されるんだろうと思うんですけれども、そういうシステムがどういうものがあるのかちょっと。

報告を聞く機会が前は以前あったんですが、近頃全然ないので、どういう評価システムがあるのか少し教えてください。

○石飛委員長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 具体的な評価システムというのはございませんけれども、国の事業を活用しておりまして、その目的が定住を促進していく、いわゆる3年後の任期を終えた後に定住をしていただくというのが一つの条件となっておりますので、当然そこを目指しております。

ちなみに、今回任期を終えた2名の隊員がどのような活動、あるいは市とどのような関わりがあるかということでございますけれども、1人の方につきましては、体験型の民泊事業の開業とかされております。もう一人の方が酵素風呂でありますとか、セレクトショップの開業をされ

ております。市といたしましては直接関わりのない状況ではございますけれども、現在、道の駅で吉田高校との連携事業で開拓したブドウジュースであるとか、梨ジュースの製造にも携わっているというような状況で、定住し、市の関係機関との関わりを持っておられるということでございます。

○石飛委員長 児玉委員。

○児玉委員 そうするのは国の事業ということで、そうすると、何ていうんですかね、市のほうとしては受け入れて、本人と市のほうで話をして進められると、そこで終わってるのかなと思うんですが、それはそれで国の事業ということならそうかもしれないけども。

もう一つ、企業支援助成金ですね、これも当然審査されて助成金つけられるだろうと思うんですけども、つけられた後の、またそのトレースというんですかね、そういうのは市としてはあるんですかないんですか。

○石飛委員長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 起業支援事業につきましては、起業後5年間、市のほうに活動実績報告を提出いただくようにしておりますので、そちらで管理をさせていただいております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑は。

児玉委員。

○児玉委員 単純にその経過を見られるということだけ、ということで理解しといてよろしいですか。

○石飛委員長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 そのほかにも、毎月1回、地域おこし協力隊の活動報告というような場を設けておりまして、そこにOBやOGの方に参加をいただいて、いろんな意見交換をする場も設けていきたいというふうに思っておりますし、令和6年度から地域おこし協力隊の活動支援業務ということで、新規隊員の方の補佐として、任期を終えたOB、OGの方がサポートに入っていただくというようなシステムをつくっております。総合的にOB、OGの方との関わりを持っているということでございます。

以上です。

○石飛委員長 児玉委員。

○児玉委員 結局これ、定住促進が目的ということですから、今回の2人の方を加えられて、少し過去のデータをお持ちなら、これまで協力隊に何人来られてどれぐらいの方が定住されてるのか、その数値を教えてくださいませんか。

○石飛委員長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 協力隊員現在、卒業された方が計18名いらっしゃいます。そのうち、市内に居住を持たれている方が11名となっております。率とすれば61%でございますけれども、そのほか市外のほうに転居された方は2名でございますが、そのほかの方は、近隣安芸高田市の周辺にお住まいを持た



れて、市内のほうに仕事をされたり、交流を持たせていただいている状況でございます。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、政策企画課に係る質疑を終了します。ここで、企画部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、企画部の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時48分 休憩

午後 2時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

これより、消防本部の審査を行います。

消防総務課の決算について、説明を求めます。

田中消防総務課長。

○田中消防総務課長 それでは、消防総務課の決算について説明いたします。

説明書の140ページをお開きください。消防総務管理事業です。

この事業は、災害現場活動の各種活動を適切に行うため、定員の管理、職員に必要な研修、資格の取得、被服等の貸与及び庁舎の維持管理を行っております。

次に、実施内容ですが、2の職員の教育研修は、消防学校や消防大学校など13名を入校させました。資格取得は酸素欠乏等危険作業主任者、陸上特殊無線技士、救急救命士及び中型自動車免許など、消防活動に必要な資格15種類を32人が取得しました。

4の庁舎維持管理ですが、美土里町にあります北部分駐所の玄関ポーチ及び犬走りの改修工事を行いました。また、消防本部庁舎の受水槽加圧ポンプが故障したため、急遽補修工事を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、北部分駐所玄関ポーチ、犬走りアスファルト補修改修工事により、来庁者及び職員の負傷防止、動線の確保が図られました。

次に、課題です。

消防庁舎の施設・設備の老朽化が顕著であり、修繕箇所が増加しております。

以上で、消防総務課の説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、消防総務課に係る質疑を終了します。

次に、警防課の決算について説明を求めます。

小笠原警防課長。

○小笠原警防課長

警防課の決算について、説明をします。

説明書の142ページをお開きください。指令施設管理事業です。

この事業は、市民からの119番緊急通報を受信し、出動指令を迅速・的確に行い、災害活動を統制するとともに、消防指令システム及び消防救急デジタル無線施設等の維持管理を行っています。

実施内容ですが、消防指令センターの運用、維持管理は、119番通報受信件数2,612件で、内訳として火災・救急・救助などの災害通報が1,491件、その他が1,121件でした。

保守点検は、消防指令システムの点検を年1回、消防救急デジタル無線の点検を年2回行いました。高機能消防指令センター整備は、2024年3月に完成検査を完了し、運用を開始しました。

次に、成果と課題です。

成果は、耐用年数を経過した指令センターを更新整備し、安定稼働の信頼性と安全性を向上させました。

次に、課題です。

消防救急デジタル無線機器の更新時期を迎えるため、更新が必要な機器の更新を行う必要があります。

続いて、143ページ、消防活動管理事業です。

この事業は、消防組織法に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護、保護のため、24時間体制で災害活動を実施し、災害による被害を軽減するほか、災害などによる傷病者の搬送を適切に行っています。

実施内容ですが、災害出動件数は火災28件、救急1,681件、救助25件に出動しました。水難救助資機材の更新整備は、救助隊員が潜水時に着用するドライスーツ、潜水用器具などを更新整備しました。

次に、成果と課題です。

成果は、老朽化した水難救助資機材を更新整備し、水難事故に対する評価と、活動上の安全性を向上させました。

次に、課題です。

更新時期を迎える車両、資機材を計画的に更新整備する必要があります。

以上で、警防課の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

142ページなんですが、成果の中で、耐用年数を経過し老朽化した指令センターを更新整備したというのが載ってますけど、お太助フォンで消防指令というのが流れておりましたですね。これをやったがために流れんようになったんですか。

○石飛委員長

小笠原警防課長。

○小笠原警防課長 指令センターを更新なんですけども、もともと古い指令センターとお太助フォンをつなぐためのインターフェースというつなぐ機械があったんですけども、そちらの機械が老朽化をして、新しい指令センターに対応できなくなったということで、その機器の更新をするのも、業者が撤退しまして新しく機器が更新できなかったため、接続できなかったものです。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 消防署のシステムを改修をしたら、お太助フォンで鳴らせんようになるというのは、その時点で分かったんですよ。分かったのに、お太助フォンで流すほうは直さないんだと。それはなぜなんですか。

○石 飛 委 員 長 小笠原課長。

○小笠原警防課長 まず、接続する機械が老朽化をしていっているのが一点です。そのシステム、つなぐシステムを管理、単に保守管理していた業者が撤退をいたしました。機器の更新も修理もできないために、接続ができないということです。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 所管は消防署だったんですか。企画の、総務の危機管理が所管なんですか、それともこのシステム更新でお太助フォンへつなぐ機械ですね、その所管は消防署のほうにあったんですか。

○石 飛 委 員 長 小笠原課長。

○小笠原警防課長 指令センターとお太助フォンを接続するインターフェースですけども、そちらは消防本部のほうで維持管理をしておりました。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 そういうことはもう、お太助フォンで鳴らせんようになるという事実が分かったんですね。じゃあ、それは不要じゃと思われたんですか。それとも問題じゃ思われたんですか。

直されないという理由は、お太助フォンで流れなくなったということで、地域の住民はどこが火事かというふうになっとるんですよ。前は、お太助フォン流れりゃ、お、隣が火事だと、じゃあバケツ持ってかなきゃなと、消防団に限ってなかったんですね。大本の消防署のほうは、お太助フォンで流れないいうところが、どういう悪影響があるかいうことを議論されんかったということがちょっと不思議なんです。老朽化して、業者がおらんけ、鳴らせんのですよぐらいで、流されたような行政執行でええんかいうところが出るんですよ。

だから、老朽化して業者が撤退しとったら、新システムに入れるときにそれが流れるような方法を考えればよかったんですね。私から考えればよかったと思う。消防署のほうは、ああ、古いけん直せんし業者がおらんけ、ああ駄目じゃの言うて新システムだけ入れて、そういったお太

助フォンで流れる状況をなしにしたいいうところに問題がありやせんかというのを問うんです。

○石飛委員長 吉川消防長。

○吉川消防長 先ほど課長の御説明のとおり、技術的に現在のお太助フォンへの放送はできなくなりました。元来、お太助フォンでの、市としては消防団に向けての出動指令でございます。それをこのたびできなくなるということで、メールによる出動支援に変更したところです。

以上です。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 消防署のほうで私問題になっとらんのかのと思って、今聞かせてもらいようですよ。管轄が、お太助フォンへ流れる機器が、管理が消防署にあったかなかったかいうのを聞いたのは、危機管理のほうで、市長部局のほう、市長のほうで管理しとったのはそれはそういうことが言えると思うんですけど、消防署の通報システムを新たにやり替えるいう、古くなってやり替えるんで、消防署の通報システムを替えることになったんですね、去年。そしたら、お太助フォンで流れるのが流れんようになるんですと。これは分かったんでしょう。

じゃあこれどうするんやと、消防団だけへの通報を考えたいのは今答弁されたんですけど、一般市民への知らせる、隣近所が助けに行くと、そういうことは全く考えられずにおられたんですか。

○石飛委員長 米村副市長。

○米村副市長 これは令和4年、5年で整備をしました。その前に整備の方針等を定める場合、消防本部と副市長、市長で協議をいたしました。先ほど消防長のほうからありましたように、元々今のお太助フォンには、新しい指令システムは繋ぐことはできない、先ほど消防長言いましたように、これはあくまでも消防団への指令です。近所の方に、火を消しに行ってくださいという指令ではありません。先ほど消防長言いましたように、消防団に対してはメール、さらには電話がかかってきます。私も消防団なんですけど、かかってきます。それで必ず、消防団のほうには指令がつながるようになっております。

さらに、市民の方がどうしてもその状況を知りたいと、サイレンが鳴ったとかいうことであれば、今まで42-4000番、電話で聞くこともできますし、今LINEで一方的に情報を消防署のほうから流しております。そういう手続ができるということで、私も市長も判断をして、このシステムにはお太助フォンはつながないという判断をいたしました。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 このシステムを行ったことによってですよ、市民への通報は行かんようになら。今、副市長は電話すれば分かるじゃないか、そがにしてますよ、そういうことを今言われたんですけど、隣近所が共助でな、共助で

地域を守るというところはどういうふうにお考えになっとるんですか、この時点で。市長と副市長も、3年、4年というの協議して、市民への通報がなくなるんですというの知ったんでしょう、このシステムが入るときに。それはまた旧式になった通報システムを入れりゃ高くつくけんやめようや、言われたんでしょう。じゃあそういった、それが入るまでの地域での共助、それはどういうふうを考えられとるんですか。電話すりゃいいじゃないか、どこが火事やいうの分かるんじゃけえ。どこが火事かのいうたときには隣燃えよるんですもん。電話する、電話して聞いてくださって今言われたんですよ。市の今までの防災に対する、火災に対する、特にね、そのシステムを変えるいうたときの大きな問題じゃないですか。これ今持ってもつながらんのでしょう。それ市民への共助のことはどう考えられたんか教えてください。

○石 飛 委 員 長      米村副市長。

○米村副 市 長      先ほど言いましたとおり、お太助フォンでの放送は、市民の方に周知するためのものではもともとございません。これは、消防団への消防署からの指令のために整備したものでございます。先ほどから山本委員言われますけど、隣が火事であれば、隣が火事だったら分かるんじゃないですか。

いや、それもありますし、今回の分はあくまでもお太助フォンの整備目的、しょっぱなの整備目的は市民への周知ではなく、消防団への指令でございますんで、そういう判断をしました。判断は間違っておりません。

○石 飛 委 員 長      山本数博委員。

○山本(数)委員      今、副市長が言われた目的ですね、消防団への周知やということが目的であったと、私は全くそんな書き物は見たことないんですが、それを後日でええけん出してください。

委員長、今、一度整理しますよ。お太助フォンの用途は消防、危機管理よね、消防、火災の通報は、消防団へだけの通知をするためのものだったというのが目的と言われたんです。いや、私そういうのは初めて聞くんで、その目的を書いたものを後日でいいですから出してもらってください。条項かなんか。

○石 飛 委 員 長      吉川消防長。

○吉川消 防 長      消防団の出動指令ということですが、これは組合消防時代から有線放送と、向原町八千代ではありますと防災行政無線、これを消防団の出動指令にするという覚書はございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長      山本数博委員。

○山本(数)委員      今、質問しよるのは、消防団はそれは当然でしょうよ。お太助フォンが通じんようになったシステムを入れたこと自体によって、その火災が、市民へはどこか分からんようになったですね。お太助フォンで市民へも一緒に通報しよれば、消防団は当然でしょうけど、市民へも伝われば、

近所ならバケツを持ってかけて消しに行くんですよ。去年のこのシステムに移行してから、隣が燃えよっても分からんというのが何回かあるんです。消防車が来るんで、あ、うちのほうかな思って出てみたら隣が燃えよったという事例もあるんですよ。

これは以前に同僚議員が質問したのを覚えとるんです。そのときはつながらんようになって、今そういうシステムになっとならんのです、答弁だったんですけど、もう一つは個人情報が出るけいというのが理由だった。それ理由にならんもんです。今話しようたら、消防団への通知消防団への通知言われたんで、もうこれはつなげようがないかの思うのが一つ答弁で来よんですけど、今のお太助フォンの目的は消防団への通報じゃいうのを副市長が言われるんで、そらおかしいんじゃないかな思うんですけど、今私が質問しよるのはもう、答弁いうのは聞きたいことないんですが、変わった話じゃないんで。ただ聞きたいのは、お太助フォンは、消防団への通報のためのシステムだったと今言われたんですね、副市長は。じゃあ、お太助フォンで火災通知をするということは、そういうふうを利用するんじゃないかと、消防署はそう書いてるかも分かりません。お太助フォンの利用について…。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員にお願いを申し上げます。今は消防本部の関係やっています。今一生懸命熱弁されてるのは、市民向けのサービスといいますか、お知らせの部分に対して一生懸命言われているように私には聞こえますので、消防本部に関する決算審査に特化して質疑をいただければと思います。

○山本(数)委員 委員長に申し上げますが、そのつもりでやりよるんですけど。消防本部のシステムで更新したいというのがここ載っとるんですよ、ここへね。でも載った関係によって、消防指令の通知が一般市民には分からんようになったやないですかいうのを今やるんです。その辺はどうですか。それでいいんですか言ったら、いいんです、直しようがないんでいいんです。そんなもんでいいんですかと、こうなりますよね。

そう言ったら、お太助フォンの利用は消防団招集のための通報であって、一般市民に知らせるための通報じゃなかったんじゃないかって副市長の答弁じゃない。じゃあ、お太助フォンの利用の中身について、そういう書き物があるなら見せてくださいよいうの、そこまで言ったんですよ。これ以上言うつもりないんですよ。そういう消防団への通報だけの道具だったということの書き物を、後でいいですから出してください。そういうことを言いよる。後でいいですから、利用について書き物があるはずですよ、お太助フォンの。それを書き物を出してくださいって、今、委員長にもお願いしたんです。もうこれ以上答弁はいいですよ、答弁いいですけど、その証拠になる書き物を出してもらいたいというのが、私の最後の委員長へのお願いですよ。

○石 飛 委 員 長 暫時休憩したいと思います。

~~~~~○~~~~~

午後 3時12分 休憩

午後 3時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、警防課の審査を引き続き続けていきたいと思います。先ほど、山本委員より資料請求の申出がありました、C B B S、お太助フォンの広報の、市から出すリストというものがあるか、それを求めるというものでありました。これのことについて、執行部の対応を伺いたいと思います。

総務部にそういったリストがあるかもしれないよという、先ほど休憩前にはあり、休憩中にありましたので、その対応を取っていただけることは可能でしょうか。可能であれば、休憩を取って対応していただけますでしょうか。

じゃあ、対応していただけるということで、15分程度の間で確認取っていただくことも可能でしょうか。

じゃあ、今から15分後、15時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時27分 休憩

午後 3時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。定刻を1分過ぎまして大変失礼いたしました。

執行部より、先ほどの山本数博委員よりの資料請求、お太助フォンによる火災発生の報告といたしますか、火災発生の通知の行政サービスがあるかないかの確認を執行部にいただきました。

それを高下企画部長より報告をしていただいてよろしいでしょうか。高下部長。

○高下企画部長

総務課のほうに確認をして、お太助フォン放送等配信業務委託契約書というものをを見せていただいて、そこに書いてあることで、そこでこの契約によって、お太助フォンでどういう情報についてお太助フォンを使って放送するかということが書いてある、その委託の契約のものでございます。

この中には、行政情報、少し読み上げますと、発注者安芸高田市と受注者C B B S株式会社とは、次のとおり安芸高田市お太助フォン放送等配信業務委託契約を締結する。

なお、本契約において、行政情報とは、甲が別途乙が定める方法により乙に提出する、市民に向けて告知する甲の行政関連の情報をいい、という、これだけの内容になっております。要は、行政情報は市がC B B Sに依頼をするものというふうな、そういう決め事をしたものだけありますので、細かく火災の情報といったことまで記したものではないということでした。

以上です。

- 石飛委員長 以上、高下部長よりの報告を終了します。  
この資料請求を取り下げてください。  
山本数博委員。
- 山本(数)委員 今ので了解します。
- 石飛委員長 では、資料請求は取り下げることになりました。  
引き続き、質疑を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 石飛委員長 質疑はなしということで、これをもって、警防課に係る質疑を終了します。  
次に、予防課の決算について説明を求めます。  
逸見予防課長。
- 逸見予防課長 予防課の決算について、説明をします。  
説明書の141ページをお開きください。火災予防事業です。  
この事業は、防火対象物、いわゆる建築物や危険物施設の設置及び高圧ガス施設、高圧ガスの設置並びに火薬類の商品に際し、関し、火災予防上の支障について審査及び検査を行い、これらが安全に維持管理され、貯蔵または取り扱われているか立入検査を行い、不備事項に対し是正指導を行うものです。  
実施内容ですが、査察を234件実施しました。是正指導を行ったのは、防火対象物、危険物施設合わせて95件です。このうち、防火対象物は82件中50件が是正完了、現物施設13施設中11施設が是正完了しています。  
次に、成果と課題です。  
成果としては、休止廃止等建築物調査の結果、把握した防火対象物の立入検査を行い、不備事項に対し是正指導を行いました。  
次に、課題です。  
消防用設備等の未設置違反の大半は無確認増改築によるものであるため、改修計画に基づいた進捗状況を確認し、是正指導を継続して行う必要があります。  
以上で、予防課の説明を終わります。
- 石飛委員長 以上で、説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、予防課に係る質疑を終了します。  
ここで、消防本部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、消防本部の審査を終了します。  
ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3時51分 休憩

午後 3時53分 再開


~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、再開します。  
これより、市民部の審査を行います。  
市民課の決算について、説明を求めます。  
久城市民課長。

○久城市民課長

市民課の決算について、説明をします。  
説明資料の40ページをお開きください。戸籍住民基本台帳事務です。  
この事業は埋火葬許可、人口動態調査事務などを含む戸籍事務と、住民異動等の届出受付事務、印鑑登録証明事務、住民基本台帳ネットワークシステム事務などの住民基本台帳事務を行っています。  
実施内容は、戸籍法、住民基本台帳法等に基づき届出を受理し、必要な登録と記載を行うとともに、各種証明書の交付を行いました。受付及び受理件数、証明書の交付件数は記載のとおりです。  
次に、成果と課題です。  
成果は、市民の約8割がマイナンバーカードを保有していることから、マイナンバーカードを使用した証明書の発行数が伸びています。本庁の市民課窓口を設置した端末、通称らく窓は、タッチパネル操作により、申請書を書かずに証明書の申請ができるもので、コンビニ交付と同様に、住民票と印鑑証明書を取得することができます。住民票と印鑑証明書を合わせて、2023年度は581件発行しました。これは市民課で発行する住民票、印鑑証明書の約9%になります。2022年度が約4%であったことから、増加となっております。  
マイナンバーカードの普及、らく窓で機械操作体験をしてもらい、閉庁時間帯や土日でもコンビニで証明書が取得できることを説明したことにより、説明したことと、ホームページでもコンビニ交付について掲載していることから、コンビニ交付を前年度と比較すると約1.5倍に増加しました。  
課題は、事務を適正に行うためには、専門知識や経験が不可欠なため、人材育成が必要です。昨年度に引き続き、今年度も人事異動の状況を見ながらジョブローテーションを行い、押し合いながら育成に努めているところです。  
続いて、41ページ、マイナンバーカード交付事業です。  
この事業は、マイナンバーカードの交付管理を行いました。  
実施内容ですが、休日の臨時窓口の開催、市内企業への出張サポートを行いました。  
次に、成果と課題です。  
成果は、マイナポイント事業が2023年9月末まで延長されましたが、事務補助事務の外部委託の継続や、休日臨時窓口の開設を行い、カードの交付やポイント申込みの支援に対応しました。  
課題は、住民異動の際、マイナンバーカードへの住所変更等の記載及び関連処理のため、来庁者の拘束時間がどうしても長くなってしまいま

す。ホームページで、戸籍住民異動届には時間がかかること、時間に余裕を持って来庁していただくよう周知していきたいと考えています。

以上で、市民課の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって、市民課に係る質疑を終了します。

次に、税務課の決算について説明を求めます。

平川税務課長。

○平川税務課長

それでは、令和5年度税務課に係る決算概要について説明をしますの  
で、令和5年度決算主要施策の成果に関する説明書の48ページを御覧く  
ださい。

まず初めに、事務事業名、税務管理事業を御覧ください。

事業概要にありますように、税務課業務全般に係る業務の効率化、職  
員の能力向上、住民税申告体制の整備等について記載しております。

実施内容を3点御説明させていただきます。まず1点目、税務業務の効  
率化と情報管理としまして、業務量の多い確定申告、固定資産税課税台  
帳の整備事務補助として会計年度任用職員を雇用し、事務の効率化及び  
正確性の維持に努めました。

次に2点目、職員の能力向上としまして、広島県などが行う各税の賦  
課、固定資産の評価、徴収技法等の各種の研修会に参加して、能力の向  
上に努めるとともに、独自で家屋評価研修を実施して評価の統一性を図  
ったり、10月から確定申告の事前学習会を実施しました。

次に3点目、課税資料の管理として、土地の評価に必要な公図管理シ  
ステムの保守点検と、そのシステムを活用して、山耕重複地番解消に伴  
う課税台帳の整備事務を実施しました。

成果としては、美土里町について山耕重複地番の解消業務を実施しま  
した。

課題としては、繁閑の差が激しい業務であるため、課内の協力体制と、  
毎年改正される税制改正に対応するため、職員の能力の向上を図ること  
が必要となります。

次に、49ページを御覧ください。

事務事業評価シート名、賦課徴収事業について説明をいたします。

事業概要にありますように、各税全般に係る賦課・調停・徴収・収納  
管理の諸業務と、滞納整理・滞納処分についてまとめて記載しておりま  
す。

実施内容を3点説明します。まず1点目、広島県の併任徴収による徴  
収体制の強化としまして、平成30年4月から広島県による税金の滞納整  
理に当たる徴税吏員を併任する協定を結び、協力して納付に誠意のない  
滞納者の対応や訪問することで、人的支援、職員のノウハウやスキルを  
高めることを目的としております。

次に2点目、滞納整理業務の推進として、年度当初に滞納整理対策本部として、滞納整理基本方針実施計画を立てて、ボーナス時期である7月と12月に休日夜間納税相談を実施し、徴収強化に取り組みました。また、臨戸訪問をして、滞納者の実態を把握するとともに、納税交渉を実施しました。

次に3点目、金融機関等の収納事務の効率化として、固定資産税、軽自動車税についてシステム改修を行い、地方税共同機構が運営する地方税共通納税システムを導入し、これにより令和5年度から納付書へ地方税統一QRコードを表示し、スマホ決済アプリやインターネットバンキングなどで納付が可能となり、納税者の納付機会の拡大につながりました。

成果としては、休日夜間納税相談を実施し、多くの滞納者と納税交渉ができ、納付につなげていきましたが、納付に誠意のない滞納者には差押えを実施しました。また、納税者の納付機会の拡大として、平成29年度からコンビニ納付、令和2年度からスマホ決済アプリ収納、令和5年度から地方税共通納税システムの運用開始、引き続き納税者の利便性の向上を図りました。

課題としては、滞納整理をしていく中で、滞納者が市外に転出した場合、調査に時間を要することがあります。また、事業費のコメント欄に委託料210万1,000円が翌年度へ繰越しとなっておりますが、これは森林環境税の創設に伴い、令和5年度で税務システム改修を完了する予定でしたが、令和6年度に制度の追加リリースが発生することになり、翌年度へ繰越しとなりました。

以上で、税務課の令和5年度事務事業評価シートの説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

49ページ、成果と課題のところ、滞納処分件数の差押件数が令和4年度は18件だったのが61件に増えてるという、この増加した要因というのを教えてください。

○石 飛 委 員 長

平川課長。

○平川税務課長

滞納整理をしていく中で、まず納付書を発送し、納付期限が過ぎたら督促状が発送されます。それを過ぎても納付されない場合は、催告書が発送され、その次に財産調査予告と、その後また差押予告、差押決定通知と進んでいくわけですが、その中で件数が昨年に対して件数が増えたということになります。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

少し補足をさせていただきます。

実施内容欄の2番にも書いておりますとおり、滞納整理業務の推進ということを昨年度掲げまして取り組んでまいりました。その結果、積極的に滞納整理を推進する過程で、この差押えについても61件というふう増加したものであります。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありますか。

児玉委員。

○児玉委員 今回の49ページなんですが、この滞納金ですね、前年度と比べて3.2%の減少、市税分担金、負担金、貸付金、その辺非常に頑張っておられるなと思うんですが、使用料及び手数料が前年度と比べて400万ぐらい増えてるんですね。これは何か理由があれば教えていただきたいと思います。

安芸高田市各会計歳入歳出決算意見書の中にある、未収金滞納金の状況のところの資料を見てます、すみません。

○石飛委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 4時09分 休憩

午後 4時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほど、児玉委員からの滞納金未収金のことの質疑がありましたが、執行部の答弁をお願いします。

沖田課長。

○沖田財政課長 未収金の使用料の400万円増額になっているというところなんですけれども、令和5年度の決算書で言いますと、28ページにございます。7目の土木使用料、収入未済金額が3,545万5,000円となっておりますけれども、これが昨年その400万円相当の差額分が去年少なかったということで、ここの差額が400万円ほど出ているというような状況でございます。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、税務課に係る質疑を終了します。

次に、社会環境課の決算について説明を求めます。

若狭社会環境課長。

○若狭社会環境課長 それでは、社会環境課の決算について説明をします。

説明書の42ページをお開きください。42ページ、人権推進事業です。

この事業は、人権啓発、男女共同参画、多文化共生の推進など、人権を尊重する地域社会の実現に向けた施策を行っています。

大変申し訳ありません、ここで資料の訂正をお願いいたします。

この42ページ左下、実施内容の3、男女共同参画推進事業の中で、(1)パートナーシップ制度相互利用協定数を4自治体増加と記載しておりますが、正しくは3自治体であります。

加えて、その右隣の欄、成果と課題の成果の中で、上から5つ目の白四角、成果の中で下から2つ目の白四角、本市が制定したパートナーシップ制度相互利用協定を県内4市と締結し、利用しやすい制度構築を拡

大したと記載しておりますが、県内3自治体と締結し、に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは戻ります。

左下、実施内容は、多文化共生推進として、外国系市民からの相談受付や外国系児童生徒への学習支援事業などを実施しています。また、男女共同参画の推進として、講演会の実施やパートナーシップ制度、相互利用協定を県内自治体と締結をしています。

次に、成果と課題です。

成果として、昨年10月からベトナム人コミュニティー構築のためのベトナム人の地域おこし協力隊員を配置し、スポーツ交流やベトナム旧正月イベントを開催いたしました。

課題として、住宅新築資金等貸付金償還事業では、分納誓約の額が少ない債務者への償還額の増加を昨年に引き続き依頼している状況です。

続いて、43ページをお開きください。43ページ、人権福祉センター運営事業です。

この事業は、人権福祉センターにおいて生活相談や地域交流、地域福祉活動の実施とともに啓発活動を行っています。

実施内容は、弁護士相談、人権啓発講座の開催などを行っています。

次に、成果と課題です。

成果として、人権啓発等講演会などの参加者満足度は、昨年に引き続き80%以上となっています。

次に、課題です。

人権福祉センター機能を2つのセンターに集約したものの、相談業務の本庁・センター間の連携強化が必要となっています。

続いて、44ページをお開きください。44ページ、環境政策事業です。

この事業は、環境調査や苦情対応などを行っています。

実施内容は、河川水質検査、環境騒音調査のほか、公害や生活環境に関する苦情対応を行っています。

次に、成果と課題です。

成果は、昨年10月1日に不法投棄防止条例を施行し、加えてSNSのLINEで不法投棄通報ができる仕組みを導入しました。

次に、課題です。

不法投棄に関する相談が増加傾向にあり、方針に関しての対策や啓発が必要となっています。

続いて、45ページをお開きください。45ページ、動物管理指導事業です。

この事業は、飼犬の登録や狂犬病予防、予防集合注射などを行っています。

実施内容は、飼犬の台帳登録、狂犬病予防集合注射、犬猫に関する相談、苦情処理です。

次に、成果と課題です。

成果は、昨年10月1日から犬の台帳未登録防止のため、あじさい聖苑での台帳未登録犬の火葬料金を5倍に引き上げました。

次に、課題です。

猫に関する多頭飼育崩壊や野良猫に関する苦情が増加しており、対応が必要となっています。また、飼犬の未登録への対応も継続して必要であるとともに、狂犬病予防注射の接種率向上のため、飼主への予防接種勧奨通知の回数増など、広報の見直しが必要となっています。

続いて、46ページをお開きください。46ページ、葬祭場運営事業です。

この事業は、あじさい聖苑での火葬業務や施設管理などを行っています。

実施内容ですが、指定管理業者である株式会社五輪により運営され、人体火葬、ペット火葬を行うとともに、施設周辺の環境影響調査や施設修繕工事を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、火葬件数の増加傾向にも対応した運営ができました。

次に、課題です。

施設の長寿命化のため、中長期にわたる施設改修や修繕計画の精査が必要となっています。

続いて、47ページをお開きください。47ページ、塵芥処理事業です。

この事業は、芸北広域環境施設組合の運営やごみの減量化などを行っています。

実施内容は、芸北広域環境施設組合への負担金の支払い、ごみの減量化・資源化への取組を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、小型家電回収ボックスの回収が増加しており、ごみの減量化の一助となっています。

次に、課題です。

資源回収団体数は増えたものの、回収量は減ってきており、また資源物の効果的な回収方法の再構築が必要となったため、回収拠点の集約化に向けて情報提供などを行っています。

以上で、環境、社会環境課の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数) 委員

42ページに該当するんか43ページに該当するんか、ちょっと所属がよう分らんのですが、42だろうと思いますけど、昨年、差別事象がありましたですね。その提起が市のほうにされとると思います。

ここで、実施内容で1、2、3、4いうのを見ましても、そういった市民からの差別事象の件数の提起、これとうに載っとらんですね。それに対する成果や課題、これ載っとらんのですよ。去年出た差別事象の取組について、どのようにされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

- 石飛委員長 若狭課長。
- 若狭社会環境課長 差別事象とおっしゃられるのは、ユーチューブでその該当、特定の地区が差別されるような表現でユーチューブに掲示をされているということの事案でよろしいでしょうか。
- 山本(数)委員 はい。
- 若狭社会環境課長 市の人権擁護推進委員からも情報提供がありまして、そのときに三次の法務局に安芸高田市として、差別事象が発生しておりますので削除を依頼したという経緯がございます。
- 以上です。
- 石飛委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 その差別事象の当事者は、資料が、安芸高田市の資料を見てその地区を特定したというふうに動画の中でも述べてますよね、文書の中でも。差別事象を起こした当人が、市の資料を見て分かったんじゃないということがあったんで、そのところの対応は市のほうはどうされたんでしょうか。
- 石飛委員長 若狭課長。
- 若狭社会環境課長 安芸高田市が発行、公表しております施設の個別計画などに、そういった地区の集会所などというような表現で載っているものが、それを見て判断してということが、ユーチューブを載せた差別者がそれで知ったというような発言だったと思いますが、そのことに関して市としては今後、市の出すものがそういった差別事象が発生するようなものであれば、訂正なり違う書類にやり替えるということを現在、事務局としては考えております。
- 以上です。
- 石飛委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 今の答弁を聞いたら、そういう差別事象の通報があって、それでやるべきところは法務局へ言うたんじゃないと、削除要請をですね、その原因が、市の中に資料があったんじゃないと、こういう指摘もされとったと思うんですけど、今現在、それは放置されておると、そういうことでよろしいですか。
- 石飛委員長 若狭課長。
- 若狭社会環境課長 現在は、その情報が入った段階でどの書類なのかという精査もそのときにしましたが、何種類かの書類があったもの、あるいは、その何種類かの書類もコピーして拡散されるというようなこともありまして、全てを消すことが難しいということもありまして、実質そのまま載っているという状況であります。
- 以上です。
- 石飛委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 ですから、去年の対応、この決算ですね、決算の業務の対応では、してないんだと。これでよろしいですか。
- 石飛委員長 若狭課長。

- 若狭社会環境課長 結果として、資料に関しては何もしておりません。  
以上です。
- 石 飛 委 員 長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 今の差別事象の通報が市民から上がってくる受付の場所、それに対応する場所はどこなのでしょう。
- 石 飛 委 員 長 若狭課長。
- 若狭社会環境課長 社会環境課で対応をしております。  
以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南 澤 委 員 42ページ、人権推進事業のところ、事業概要のところ、先ほどあえて触れなかったのかなと思ったんですが、青少年育成が挙げられています。その後の人権啓発だったり男女共同参画だったり多文化共生の辺りはかなり力を入れてやっていただいているし、御説明もあったと思うんですけども、青少年健全育成については、青少年育成プランというのが2008年につくられていて、それこそ10か年の計画はあるんですが、そのまま更新されてないように見えるんですけども、その認識で合ってますでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 若狭課長。
- 若狭社会環境課長 そのとおりです。
- 石 飛 委 員 長 南澤委員。
- 南 澤 委 員 青少年を取り巻く状況なんですけれども、もうこのまちの次代、未来をつかさどることになり得る存在だと思うんですが、その辺りで現状ではゲームセンターの立入検査とか、挨拶運動なんですけど、どのように地域として青少年を育てていくかという計画が更新されてないというのは非常に問題だと思うんですが、この辺りはどのように認識をお持ちでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 若狭課長。
- 若狭社会環境課長 御指摘のとおり、青少年健全育成プランについては10年計画を更新されてない状況であるのは事実です。その後について、例えば第2次プランの策定など、現在のところ予定はございません。  
ただ、おっしゃっている安芸高田市の未来を担う青少年のことに、例えば挨拶声かけ運動ですとか、そういったものは全てを否定しているわけではありませぬので、教育委員会担当部局、あるいはこちらでは社会環境課では、立入調査なども引き続きやっていくように計画をしております。  
以上です。
- 石 飛 委 員 長 南澤委員。
- 南 澤 委 員 現状、青少年育成プランを第2次プランをつくる予定はないということだったんですけども、どのように地域で若者と関わっていくのか、若者を地域の次の活力にしていくのかということに対して、無計画であ



るというのが現状なのかなというふうに見受けられるんですけども、この辺りはこのままでよいと思ってらっしゃるのか、特にこれ市長以下、市の方針の方向性だと思うので、その辺りのことを見解を伺いたいと思います。

○石 飛 委 員 長 藤本市長。

○藤 本 市 長 今、南澤委員の御提案の件ですけども、2008年につくってそれ以来、10年たっても何もできてないという現状があります。これ今度基本計画等もありますんで、個別にいろいろつくるプランがいいんか、それとも総合的にやるのがいいんか、その辺もまとめて考えて、先ほどありましたように、これからの安芸高田市を本当に背負う子どもたちのことをどういうふうに守っていくか、育てていくかというのは我々今の大人の責任でありますんで、そこもしっかり、また議員の皆さんとも協議しながら組み立てていきたいなと思ってます。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 次の43ページ、人権福祉センターの件で、課題のところ、センターが2つになったところで、本庁とセンターとの連携の課題、具体的にどのようなことが課題として浮かび上がってますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 原田課長補佐。

○原田 社会環境課課長補佐 昨年度は高宮、そして甲田の2センターで人権福祉センター運営してまいりました。役割を持たせました。高宮が相談事業、そして甲田のほうが発達事業といったような役割を持たせた上での2センターでの運営をしてきましたが、やはり相談事業にしても発達事業にしても、それぞれが独立してやる事業ではなく、お互いが関係し合ったり、連携し合ったりして進めていく事業であったということが、昨年やってみてよく分かりました。2つに分かれてやると、そこで働く職員同士の意思疎通もなかなか難しいなということと、本庁の立場から言いますと、2つに連絡を取り合わないといけないといったような、事務の非効率化、非効率な面があるなということで、今年度は1センターで運営するという方針でやっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 同じく人権福祉センター運営のところなんですが、不登校児童生徒居場所支援ということで21回されてますが、この具体的なことを御説明いただければと思います。

○石 飛 委 員 長 原田課長補佐。

○原田 社会環境課課長補佐 これは相談事業の中から生まれた事業なんですけれども、いわゆる学校に行けない、または行きづらいお子さんをお持ちの保護者の方から、どうしたものかという相談を受けまして、人権福祉センターがその子どもたちの居場所になるようにしようということで、学校に行けない、

また行きづらい子どもたちに、学校に通った後に、吉田人権福祉センターに寄っていただく、甲田人権福祉センターに寄っていただく、それで学校であったこと、心の悩みですね、そういったものを職員が聞き取るといったような支援をしております。

以上です。

○石飛委員長 南澤委員。

○南澤委員 そういった事業をしてくださってることは大変ありがたいと思うんですけども、広報活動というのはどのように、ニーズがあるところに届けていってほしいと思いますでしょうか。

○石飛委員長 原田課長補佐。

○原田社会環境課課長補佐 人権福祉センターとして、こういった事業やってますというのは広報はしておるつもりなんですけれども、様々なチラシでありますとか、チラシの裏面であったりとか、啓発事業のときに告知をしたりとか、ですが少し力が弱いのかなというふうには感じております。ニーズというか、そういった子どもさんをお持ちの方という情報はなかなか集まりにくい状況があるので、口コミとか、または相談の中で拾っていくというのが今の現状です。

以上です。

○石飛委員長 藤本市長。

○藤本市長 不登校の関係の児童に対する施策ですね。フリースクールもありますし、公立の支援センターもあります。こういった様々なチャンネルを用意しとるということを、やっぱりしっかり言われるようにアピールもせにゃいけんと思うんで、そういったところをちょっと総合的に整理して、また何らかの形で市民の皆さんにも周知するなり、そういうような体制のほうもこの新年度に向けては、フリースクール等も含めて対策組んでいきたいなと思っておりますので、ひとまずそこで御理解いただきたいと思います。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、社会環境課に係る質疑を終了します。ここで、市民部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、市民部の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、4時50分まで休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 4時39分 休憩

午後 4時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

福祉保健部の審査を行います。

○岡野社会福祉課長

社会福祉課の決算について、説明を求めます。

岡野社会福祉課長。

社会福祉課の決算について説明いたします。

説明書の50ページをお開きください。社会福祉総務管理事業です。

この事業は、公的施策と民間活動の連携を図り、社会福祉を推進するものです。

実施内容ですが、民生委員児童委員協議会への補助のほか、火災への弔慰金、見舞金の支給を行いました。

次に、成果と課題です。

成果として、火災に伴う見舞金、弔慰金の支給のほか、広島で開催された民生委員児童委員協議会全国大会へ29人の委員が出席できました。

課題は、民生委員児童委員の欠員が生じた地区があり、来年の一斉改選に向け、委員の推薦方法を検討する必要があります。

続いて、51ページ、生活困窮者自立支援事業です。

この事業は、生活困窮者からの相談を受け、就労や生活資金確保のため、関係機関へつなぎました。

実施内容ですが、自立相談支援は延べ149件でしたが、住宅確保給付金は相談がありませんでした。

成果は、生活困窮者からの相談に応じ、ハローワークや生活福祉資金貸付の案内、他制度へつなぐ支援を行いました。

課題は、住宅確保給付金の申請がなく、周知の工夫が必要です。また、対象の方は多種多様な問題を抱えているため、長期的な伴走支援体制を強化する必要があります。

続いて、52ページをお開きください。価格高騰重点支援給付事業です。

この事業は、物価高騰により困窮する市民の生活を守るため、低所得世帯への給付を行いました。

実施内容ですが、住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯へ、1世帯当たり10万円の給付を行いました。また、対象世帯に属する18歳未満の子ども1人当たり10万円を給付しました。

成果は、3万円給付及び非課税世帯の10万円給付は給付率90%を超えました。均等割のみ課税世帯の7万円または10万円、及び子ども加算は85%程度の給付率ですが、この申請期間は年度をまたいでおり、その後も給付を継続しています。

課題は、外国人の方への説明が困難であることと、転入世帯の課税状況の把握誤りによる誤支給が生じたことで、把握方法の確認やチェック体制の強化をして改善を図りました。

続いて、53ページ、障害者自立支援訓練等給付事業です。

この事業は、第3次安芸高田市障害者プラン、第6期の安芸高田市障害福祉計画に沿って障害者施策を推進しました。

実施内容ですが、障害者総合支援法に規定する様々なサービスや給付、事業所との連携を図る会議を行いました。

成果は、全ての利用者にサービス利用計画を策定し、障害がある方を一般就労につなげる支援として、企業見学や体験機会について検討しました。

課題は、複数の課題を抱える世帯が増えており、多機関・多職種の連携を強化して対応する必要があります。

続いて、54ページをお開きください。障害者自立支援介護給付事業です。

この事業は、第6期障害福祉計画の次期計画策定のほか、地域課題の共有と解決に向けた取組を行いました。

実施内容ですが、障害のある方やその家族等の相談支援のほか、日常生活、権利擁護、意思疎通、日中活動など様々な支援策に取り組みました。

成果は、第7期障害福祉計画の策定と障害理解を深めるための啓発活動としての映画上映や、当事者が語る研修会の開催ができました。

課題は、複雑化する困難事例への対応が増加しており、地域で暮らせる体制のため、相談支援の継続と充実が必要です。

続いて、55ページ、障害者福祉事業です。

この事業は、地域で暮らすための生活環境の整備により、障害がある方の社会参加や障害者就労施設からの物品等の調達を推進しています。

実施内容ですが、重度障害者対象のタクシーチケット交付、障害者就労施設優先調達、通院や通所の交通費補助などを行いました。

成果は、交通費の補助により通院機会の確保と継続的な通所の支援、タクシーチケットの交付により重度障害がある方の社会参加を促しました。

課題は、障害者団体の高齢化や会員の減少が進んでおり、団体間の課題共有等今後も連携を図っていく必要があります。

続いて、56ページをお開きください。在宅福祉事業です。

この事業は、在宅高齢者の生活維持のために必要なサービスを提供し、高齢者の活動を支援することで、社会的なつながりの維持を目指しています。

実施内容は、シルバー人材センター等の高齢者が活動する団体等への補助金交付、配食や外出支援、訪問理美容などの在宅サービスを実施しました。また、2024年度からを新たな期間とする高齢者福祉、第9期介護保険事業計画を策定しました。

成果は、高齢者等の見守り活動や補助金による老人クラブやふれあいサロン等の支援を行い、サロンの参加者数はコロナ禍以前の程度まで回復してきています。

課題は、地域での見守り等の支援者不足が懸念されることで、高齢者自身も担い手となれるよう、社会参画を促し、高齢者が活動できる場や支援体制を整える必要があります。

続いて、57ページ、老人保護措置事業です。

この事業は、経済上・環境上の理由により居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置します。

実施内容は、新規措置が7人、死亡や特別養護老人ホームへの移行等による措置廃止が11人で、県内6施設において37人を措置しました。

成果は、入所が必要と判定された高齢者を全員措置しました。

課題は、親族と疎遠などで親族の支援が得られにくい高齢者の相談が増えています。また、入所者の高齢化が進み、介護度が進行しているので、サービス利用や特別養護老人ホームへの移行など、適切な処遇を随時検討する必要があります。

続いて、58ページをお開きください。障害児福祉事業です。

この事業は、障害がある児童の通所支援や育成医療の支給を行っています。

実施内容は、障害児の通所支援、相談支援や障害児に関係する事業所の連絡会議を実施しました。

成果は、通所による療育支援の提供のほか、障害児福祉計画第3期を策定いたしました。

課題は、障害児を支援する事業所の連携強化及び不足するサービスを補う体制づくりを通して、児童発達支援センターの面的整備を検討する必要があります。

続いて、59ページ、特別障害者手当事業です。

この事業は、対象となる障害状態の方へ手当を支給します。

実施内容は、特別障害者手当及び障害児福祉手当を支給しました。

成果は、対象者への手当の支給を行い、新たに対象となる方へ手帳の新規取得時などを捉えて、制度の周知を図りました。

課題は、制度の周知徹底と、現況届の遅延等による支給停止などの不利益が起らないよう、丁寧な情報提供が必要です。

続いて、60ページをお開きください。生活保護総務管理事業です。

この事業は、生活保護制度の運営による生活の保障及び自立支援を図っています。

実施内容は、生活保護システム、レセプト管理システムの利用による円滑な業務遂行、医療扶助の適正化、ハローワークと連携して就労支援を行いました。

成果は、就労が可能な稼働年齢層のうち6人が就労につながり、2世帯がほぼ廃止となりました。

課題は、短期間での離職者もあり、長期就労につながるフォロー体制、及び医療機関にかかっていない対象者に健康管理の支援を行う必要があります。

続いて、61ページ、生活保護扶助事業です。

この事業は、多様な問題を抱える保護世帯の方に対し、困窮の状態に応じた経済的支援と就労支援等を行っています。

実施内容ですが、保護世帯は2023年度末で162世帯228人であり、世帯

の状況に応じて生活扶助をはじめとした各種の扶助を行いました。

成果は、保護を必要とする方に対し、困窮の程度や状況に応じた保護を実施し、就労支援も行いました。

課題は、保護を受ける方と扶養義務者との関係が希薄化し、入院入所・死亡時に身元引受人がいないことで対応に困る状況が増えており、支援者や緊急連絡先の確保に向けた取組が必要です。

最後に、62ページをお開きください。保健センター運営事業です。

この事業は、保健事業等を行う保健センター及びふれあいセンターこうだを指定管理によって運営しています。

実施内容は、安芸高田市社会福祉協議会の指定管理にて、この2施設を運営しました。

成果は、保健センター、ふれあいセンターこうだともに前年度より多い利用がありました。

課題は、ふれあいセンターこうだの譲渡に係る協議が進展しておらず、関係者協議を進めていく必要があります。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

委員の皆様と執行部の皆様にお伺いいたします。

審査の途中ですが、5時を回りましたので、執行部の皆様、委員の皆様にお諮りいたします。

審査の予定表のとおり、このまま審査を続けてもよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○石 飛 委 員 長

執行部の皆様、異議なしでよろしいでしょうか。

それでは、本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

質疑に戻りたいと思います。

社会福祉課についての質疑が、質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

53ページなんですけれども、障害者自立支援訓練等給付事業の成果と課題の部分で、成果のところに一般就労につながる、つなげる支援として、企業見学や体験機会の創出の検討をしたとあります。昨年度を見ても、企業見学や体験の機会をつくる取組を検討したというふうになっておりまして、これは検討してどうなったのか、これは前に進んでるのか、そういうところをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○石 飛 委 員 長

岡野課長。

○岡野社会福祉課長

昨年度も同様な成果ということで、どのように進展しているかという御質問だと思いますが、障害者自立支援協議会という協議会がありまして、当事者の方や支援者の方、関係機関が入って協議を重ねる協議会の中に就労支援部会というものがあります。福祉就労とそれから一般就労ですね、一般就労というのが一般企業等への就労を支援する、促進するための協議を行うんですけれども、こういった協議会の中で、体験機会であるとか企業見学、そういったことについての協議は重ねております。

なかなかちょっと実現というか、企業を実際に見学に行ったりとか、市役所での体験機会とかいうのは今までにも何度か行っておるんですけども、なかなかそこからちょっと広がりを見せていないいうところが実際としてはありますので、何とか進展するように、一企業でもそういった機会が設けられるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員      56ページの在宅福祉事業についてお伺いします。

1番の、すみません、実施内容の1の（2）の生活支援員制度交付金が1,030万ありますが、このうち財源として国の補助金等が入っているか否か、その辺りをまず確認させていただければと思います。

○石 飛 委 員 長      岡野課長。

○岡野社会福祉課長      シートの、53ページのシートのその他のところにあります過疎地域持続的発展基金繰入金が充当しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長      南澤委員。

○南 澤 委 員      この基金繰入金が財源ということでよろしいですか、国庫、国・県補助はなく、この基金が財源と。

○石 飛 委 員 長      暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 5時06分 休憩

午後 5時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長      休憩を閉じて、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長      失礼しました。そうですね、国・県の補助ではなく、一般財源で運営しております。

○石 飛 委 員 長      ほかに。

南澤委員。

○南 澤 委 員      高齢者等の見守りに使える集落支援員という国の制度があるかと思うんですけれども、この事業もその高齢者の見守りに充当できる、使える事業だと思うんですけれども、こちらを導入していくという考えはございませんでしょうか。

○石 飛 委 員 長      岡野課長。

○岡野社会福祉課長      現段階では、この生活支援制度は今ちょっと見直しを図っておるところもございまして、現段階では制度によって財源を確保するという考えは持っておらないです。

以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 この課題の中で、支援者不足の課題もあるというふうに書かれているので、この支援者を確保する手段だと思うんですけども、検討するおつもり、考えはありますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 岡野課長。

○岡野社会福祉課長 今後、高齢者に限らず、地域に暮らす障害のある方や困窮をしておられる方、または孤立であるとか引き籠もっていらっしゃる方とか、そういった様々な方を丸ごとといいますか、重層的に支援する支援体制整備をしていかなければならないというものがあまして、行く行くはそちらに制度がうまく統合していけるような形を目指して、その中には高齢者だけを特化してということではなく、地域丸ごと支え合いの地域をつくっていく、なかなか言うほど難しい、簡単ではないとは存じ上げておりますが、そういった形へ移行していきたいという思いがありますので、まずはそこを地域ぐるみで、地域の課題を地域で解決していく、解決まではいかなくとも共有して支えをしていく、そういうところを目指してやっていきたいと思っておりますので、まずはそこからと考えております。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、社会福祉課に係る質疑を終了します。次に、子育て支援課の決算について説明を求めます。

佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課の決算について説明をします。

説明書の63ページをお開きください。児童福祉総務管理事業です。

この事業は、児童遊園地の管理をしています。

実施内容ですが、向原町にある児童遊園地3か所の遊具の安全点検を実施しました。

次に、成果です。

安全点検において、危険と判断された遊具を撤去することができました。

続きまして、説明書64ページをお開きください。公立保育所管理運営事業です。

この事業は、公立保育所と公立認定こども園の管理運営をしています。

実施内容ですが、2024年3月1日時点での入所児童数等は記載のとおりです。公立認定こども園では、地域子育て支援センター事業、一時預かり事業など、地域に根づいた保育所を中心にした子育て支援を行いました。

待機児童は、いずれも0歳児となっております。待機児童の内訳でございますが、安芸高田市内で1つの保育施設のみを希望された方が8人、第1希望が安芸高田市内、第2希望が安芸高田市外の保育施設を希望される方々が1名で、計9名となっております。いずれも、今年の4月には第1



希望の保育施設に入所していただくことができております。

次に、成果と課題です。

成果は一時預かりや常時の園庭開放を行い、子育て世代が安心してサービスを利用できる環境を確保できたことです。

次に、課題です。

災害危険区域にある吉田地区の保育施設の統合整備と、高宮地区の保育施設の統合を進めていく必要があると考えています。

説明書65ページをお開きください。市立保育園支援事業です。

この事業は、市立保育園と市立認定こども園の安定した運営を支援する事業を行っています。

実施内容ですが、2024年3月1日時点の入所児童数は記載のとおりです。

次に、成果と課題です。

成果は、3歳未満児の食事用エプロンと手口ふきのサブスク、または購入費用の補助を行ったことです。名前の確認作業や洗濯など、保育士の負担を軽減し、その作業時間を本来の保育業務に充てることができました。

また、保育士の確保を目的とした奨学金の返済支援補助金を前年度からの継続7人、新規採用1人の合わせて8人に交付することができました。

また、出産後の保育士の早期復職をサポートする目的の保育料補助事業も新たに実施し、保育施設に復職された3名の方に補助金を交付することができました。

次に、課題です。

園舎の建設から長年経過している保育施設について、耐震診断や耐震化、建て替え等についての補助金など、計画的に事業を推進することが必要であると考えています。

説明書の66ページをお開きください。児童扶養手当事業です。

この事業は独り親、または父母以外の養育者の家庭で生活する18歳以下の児童がいる世帯を対象に手当を支給し、児童の福祉の増進を図っています。

実施内容ですが、受給者数、支給額については、記載のとおりです。

成果は、返還金の発生を防ぐために、事実婚や公的年金給付との併給調整について、制度の周知に努めたことです。さらに、住基移動や所得更生の確認を定期的に行い、過払いを防ぐことができました。

次に、課題です。

返還金の納付が滞りがちで期間が長期化している方に対して、定期的な連絡と折衝が必要であると考えています。現在、納付勧奨のため、文書及び電話による催告をしています。

説明書の67ページをお開きください。放課後児童クラブ運営事業です。

この事業は、市内11施設16クラスの運営をNPO法人子育て応援隊かんがるーに委託して運営しています。

事業内容ですが、2024年3月31日時点のクラブごとの入会児童数につ

いては、記載のとおりです。

次に、成果と課題です。

成果は、待機児童が発生しなかったことです。また、ウッドショックによる資材価格の高騰等の理由により延期していた高宮地区の児童クラブについて、既存施設を改修して整備することが決まり、設計業務を完了することができたことです。現在、来年4月の開館に向けて改修工事を行っています。

次に、課題です。

指導員の確保については、業務委託先であるNPO法人子育て応援隊かんがるーが随時募集をしております。現在、41名の指導員が従事していますが、今後、支援が必要な児童が増えた場合には、指導員の増員が必要であると考えています。

また、夏休みなどの長期期間中に利用児童が多い場合には、学校施設等の利用をさせていただいております。引き続き、関係部署の御協力を得ながら、児童が快適に過ごせるように努めていきます。

説明書の68ページをお開きください。子育て支援センター運営事業です。

この事業は、保護者の育児等に関する不安についての相談支援や育児支援を行い、児童の健全育成を推進しました。

実施内容については記載のとおりです。

ファミリーサポート事業、一時預かり事業は安芸高田市社会福祉協議会に委託をしております。

次に、成果と課題です。

成果は、プレイルームの利用や対面での交流会等において、多くの方に参加していただくことができたことです。

課題は、こども発達支援センターで相談支援や年齢に応じた教室活動を実施していますが、より早い時期から丁寧な支援ができるように、0歳児から連携をしていきたいと考えています。

説明書69ページをお開きください。児童手当給付事業です。

この事業は、中学校を卒業するまでの子どもを養育する方に支給して、経済的な支援を行うものです。

実施内容については、記載のとおりです。年3回の定期支給及び転出等に伴う随時支給を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、毎年受給者から提出していただく現況届の提出が100%だったことです。

課題は、住基移動を確認し、申請が必要な方への案内が漏れることがないように、引き続き確認作業を確実に行うことです。

説明書の70ページをお開きください。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業です。

この事業は、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、

児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するものです。支給人数や支給額と実施内容が記載のとおりです。

次に、成果と課題です。

成果は、申請が不要とされた児童扶養手当受給者及び令和4年度の低所得の独り親世帯以外の低所得の子育て世帯分を受給された世帯で、5月中に給付金を支給できたことです。

課題は、出生等の戸籍届出時に窓口での御案内ができていなかったことです。後日、文書で申請の御案内をさせていただきましたが、今後同様の給付事業が行われるときには、窓口での御案内をさせていただきます。

以上で、子育て支援課の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

具体的にこの事業というところでは、幾つかにまたがるんですけども、例えば63ページで児童福祉総務管理事業で遊園、子どもの遊び場の管理を行うということで、危険な遊具を撤去していただいた、これはそれでいいんですが、放課後児童クラブ等で夏休みになると、児童が快適に過ごせるようにクラブ、教室の確保はされてるとかいう辺りもあるんですが、夏が猛暑になってきて、子どもたちが外で昔遊んでたんだと思うんですけども、日中外で遊んでるのが熱中症の危険が出てたりして、外でなかなか元気に遊ぶことができなくなってしまってます。

かといって、それで涼しいところで、商業施設のゲームセンターとか行ったりすると、おとなしく遊んでればいいんですけども、何ていうか指導をされたり、川で遊んでいるとそれはそれでまた通報されたり、子どもたちのいる場所がない、これは児童クラブでもそうだと思うんですけども、もう全般的に、何ていうんですかね、そういう課題があります。そういう課題を認識されているかどうかというのを、ちょっと1点お伺いしたいと思います。

○石飛委員長

ちょっと決算審査には該当しないと思われますので、市長部局のほうも答弁しかねるということだと思います。決算審査でやっていただければと思います。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって、子育て支援課に係る質疑を終了します。

次に、健康長寿課の決算について説明を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長

健康長寿課の決算について説明をいたします。

説明書の72ページをお開きください。医療体制整備事業費です。

この事業は、救急医療体制の確保及び充実に係る事業です。

実施内容ですが、安芸高田市医師会では休日の日中の在宅当番医を、また、J A 吉田総合病院には救急告示病院の運営や休日夜間の救急対応をしていただきました。また、広島県等に対しては、人口割で負担をし、医師確保や2次救急医療体制の確保を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、安芸高田市医師会と J A 吉田総合病院に協力をいただき、24時間365日の救急医療体制の確保を行うことができました。

次に、課題です。

休日夜間救急診療所は利用者の減少に伴い、経営環境の改善が難しい状況にありますが、今後も医療体制の確保は必須と考えております。

次に、73ページをお開きください。健康づくり事業です。

この事業は、健康あきたかた21計画に基づき、市民の健康づくりを支援する事業です。

実施内容ですが、健康あきたかた21推進協議会、食生活改善推進協議会、歯科衛生連絡協議会と連携し、道の駅やゆめタウン等での市民の健康寿命の延伸に向けた健康づくりの啓発や、各中学校において歯科保健教室等を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、健康あきたかた21計画第3次を策定し、基本目標の、自分が健康だと思っている人が、前計画より7.4ポイント増加しました。

次に、課題です。

健康あきたかた21計画第3次において、がん検診受診率や受動喫煙等の達成ができていない項目について、十分な啓発を行う必要があると考えます。

次に、74ページをお開きください。母子保健事業です。

この事業は、妊娠期から子育て期において、保護者や乳幼児が安心して過ごすことができるよう、相談会や家庭訪問等で支援する事業です。

実施内容ですが、育児相談会や産前と産後の全戸の家庭訪問、産前産後のヘルパー派遣によるサポート事業や、県助産師会に委託しての産後ケア事業等を実施しました。新規事業として、生活や学習等に課題を抱えている児童生徒やその保護者への発達相談会を開始しています。

また、国の事業として、出産子育て応援給付金を妊娠届出時と出産後の産婦延べ171人に対し、5万円を給付しました。

次に、成果と課題です。

成果は、助産師の雇用を2人に増員し、事業周知も進んだことにより、産後ケア事業の利用者が大幅に増加し、タイムリーな支援を行うことができたと考えています。

また、さらに妊娠届出時のアンケートにおいて、妊娠中の経過等に不安、心配ありと回答された方が2022年度には約6割おられましたが、昨年度には4割弱まで減少が見られました。しかしながら、課題としては依然として妊娠中の経過等に不安、心配がありと回答された方が一定数

おられますので、安心して妊娠・出産を迎えられるよう、引き続き個別支援を充実させていく必要があると考えています。

次に、75ページをお開きください。成人健康診査事業です。

この事業は、病気の早期発見・早期治療につなげるため、検診事業を行うものです。

実施内容ですが、人間ドック検診や総合検診、個別医療機関がん検診等を実施しました。また、がん検診を受けやすくするため、J A吉田総合病院に委託し、新規に胃がんと肺がんの個別医療機関がん検診を開始しています。

次に、成果と課題です。

成果ですが、個別医療機関がん検診の中でも、子宮頸がん検診と乳がん検診の受診者が大幅に増加し、脳ドック検診の助成申請者も2022年度の2倍以上に増加しました。

次に、課題です。

特定健診や中高年歯科検診等の受診率が計画値に達していません。引き続き、検診の必要性についての周知を行い、実践率の増加を図る必要があると考えています。

次に、76ページをお開きください。成人支援事業です。

この事業は、市民一人一人の健康管理意識の向上と、健康的な生活習慣の実践が行われることを目標に事業実施するものです。

実施内容ですが、健康づくりの習慣化を支援するため、健康チャレンジ事業や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業として、保健師や専門職が地域に出向いて実施する、健康とどけ隊事業を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、保健師の相談支援回数を昨年度より約100件増やすことができました。

次に、課題です。

健康とどけ隊教室の周知を図り、健康づくりや介護予防に取り組む人を増やしていく必要があると考えています。

次に、77ページをお開きください。母子健康診査事業です。

この事業は、子どもたちの健やかな成長を促すために、妊産婦と乳幼児の健康診査を行うものです。

実施内容ですが、母子保健法に基づいた母子健康手帳の交付や、妊産婦と乳幼児を対象とした健診を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、継続的に支援が必要な乳幼児に切れ目のない支援を行うと同時に、視力検査機器を2022年度に導入したことにより、精密検査の必要な子どもさんを早期に医療機関につなぐことができました。

次に、課題です。

幼児の健康診査の受診率が目標値に達していません。今後も保育所等の関係機関と連携し、受診率を向上させる必要があると考えています。

続いて、78ページをお開きください。予防接種事業です。

この事業は、予防接種法に基づく定期予防接種や任意予防接種に対する一部助成を行い、感染予防や蔓延防止を図る事業です。

実施内容と成果は、記載のとおりです。

課題としては、子どものインフルエンザ接種費用助成事業について、十分周知を図り、助成率を上げていく必要があると考えます。

続いて、79ページをお開きください。新型コロナウイルスワクチン接種事業です。

この事業は国の事業として、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に、新型コロナのワクチン接種を行うものです。

成果は、国から急に対応を多く求められる中、市医師会やJ A吉田総合病院に御協力をいただき、個別接種の形で市民の接種機会を確保することができました。

成果としましては、接種率はいずれも県平均を上回っています。

最後になります。80ページをお開きください。診療所運営事業です。

この事業は、J A吉田総合病院の協力をいただき、週2日川根診療所を開院し、医療の確保を行うことと併せ、美土里歯科診療所の解体工事を行うものです。

成果と課題です。

成果ですが、川根地域の医療の確保に努めることができました。また、利活用の見込みのない美土里歯科診療所を計画どおり解体し、隣地の配管埋設等の用地を整地して、地権者に返還いたしました。

課題としては、川根診療所の来院患者数の減少や施設の老朽化が進んでおり、新たな僻地医療の形を整備する必要があると考えます。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

78、79ページ、ちょっと両方またがるんですけども、予防接種、コロナワクチンの接種事業について、分析の部分の一番下の、この市民参画についての市の考え方が、接種することが参画であるという書きぶりになっております。ワクチン接種自体は、個人がリスクと効果を比べてみて判断すべきことだと思うので、この市の考え方として、接種することが市民参画だという考え方はちょっとずれてるんじゃないかなというふう、極端な話をすると、何か強制されるというような考え方につながっていくんじゃないかなというところがあって、ここの考え方の部分をちょっと御説明いただきたいんですけども。

○石 飛 委 員 長

中村課長。

○中村健康長寿課長

予防接種事業の下での市民参画のところでございます。予防接種につきましては、おっしゃっていただいたように接種機会を、コロナワクチンは特にそうなんですけど、接種機会を提供し、それに対して希望者が接

種するということですので、強制的に接種してくださいというものではございません。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、健康長寿課に係る質疑を終了します。  
次に、保険医療課の決算について説明を求めます。  
北森保険医療課長。

○北森保険医療課長      保険医療課の決算について説明をします。  
説明書の82ページをお開きください。介護保険事業です。  
この事業は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等に対する助成事業です。

実施内容ですが、低所得で特に生計が困難な方に対して、介護サービスの利用者負担額の軽減を実施した社会法人へ軽減に要した費用の一部を助成しました。また、地域医療介護総合確保事業補助金として、市内の介護施設にICT等の導入支援を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、助成により必要なサービスの提供や質の向上、介護施設の業務の効率化を支援することができました。

課題は、介護人材の確保が困難な中、さらに、介護職場におけるICT等を活用した業務の効率化やサービスの質の向上に市と事業者が連携して取り組んでいく必要があります。

84ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業です。

この事業は、後期高齢者医療の保険者である広島県後期高齢者広域連合に対し、医療給付や広域連合運営に係る市負担金を支払うほか、疾病対策や医療費の適正化を図る事業です。

実施内容は、総合健診や人間ドックなどの健康診査、歯科検診の無料受診券配布、服薬情報通知の処方を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、多様な実施方法により、検診を受けやすい体制とし、受診率向上を図りました。また、服薬情報通知事業により、処方薬の削減、重複服薬、慎重投与の解消につながっています。

今後の課題としては、団塊世代の方が75歳に到達され、後期高齢者の急増による医療費の増加が見込まれます。一層、医療費の適正化と健康寿命の延伸の取組が必要と考えます。

86ページをお願いいたします。国民年金事務です。

この事業は、国からの委託により国民年金に関する各種申請、届出の受理や、制度や手続等に関する相談業務を行うものです。

実施内容は、昨年度は申請受付が1,964件、相談が1,326件でした。窓口での制度説明のほか、毎月広報誌へ記事を掲載し、分かりやすい制度周知を図りました。

課題ですが、来年度末までに国の示す標準準拠システムへの移行を行

う必要があり、現在、庁内関係部署が連携して準備を進めているところ  
です。

87ページをお願いいたします。重度心身障害者医療公費負担事業です。

重度の障害のある方が、病気やけがで医療機関にかかったときの保険  
診療の自己負担額を助成する制度です。

実施内容は、昨年度末の受給者数は990人で、2万7,841件、約1億  
1,082万円の医療費助成を行いました。

88ページをお願いいたします。独り親家庭等医療公費負担事業です。

独り親家庭の養育者と児童に対して、保険診療の自己負担額を助成す  
る制度です。

実施内容は、昨年度末の受給者数は254人で、2,859件、約780万円の  
医療費助成を行いました。

次に、成果と課題です。

先ほどの重度心身障害者医療と、この独り親家庭医療は保険制度の範  
囲で実施をしており、成果としては受給者の経済的負担の軽減や健康増  
進に寄与しているものの、課題として受給資格に所得制限があり、全て  
の方に助成できていないという点があります。

89ページをお願いいたします。乳幼児医療公費負担事業です。

18歳までの子どもが医療機関を受診した際の、保険診療の自己負担額  
を助成する制度です。

実施内容は、昨年度は県の制度の対象となる823人に加え、市の単独  
制度で2,290人の方を受給対象としました。

次に、成果と課題です。

成果は、市独自の制度を上乗せすることで、社会保険の被保険者本人  
である場合を除く全ての18歳までの子どもに対する助成を行っています。

課題は、近年、医療費助成額が増加する中、子育て支援の観点から、  
安定的な運営のためにも、県制度での対象者の拡大を要望していきたい  
と考えます。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

89ページの乳児医療公費負担事業なんですけども、かなりの部分で安  
定的な運営のために県の補助の拡大を要望するということで、ただ、  
現状県内で16市町、これ去年よりも増加していて、やはりそれに取り組  
む市町が増えてきてるんだろうなと思うんですけども、そういった中  
でそういった他の市町、広域で県に対して要望するというメニューの中  
にこのことは含まれているんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

北森課長。

○北森保険医療課長

市長会等を通じまして、県へ要望したりということは実際しておりま  
す。



- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。  
〔質疑なし〕
- 石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、保健医療課に係る質疑を終了します。  
ここで、福祉保健部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。  
小松委員。
- 小 松 委 員 すみません、ちょっと聞き漏らしてたんですけど1点お願いします。  
74ページの母子保健事業の中の実施内容の特定不妊治療費助成というのは、計画値というものがあるんでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 中村課長。
- 中村健康長寿課長 不妊治療に対する計画値というのはございません。申請があつたときに助成をさせていただくという事業です。
- 石 飛 委 員 長 小松委員。
- 小 松 委 員 当初予算で1,500万、50万、決算が996万3,000円ということで決算額が500万ぐらい下回ってるのは、単純に出生率が低かったので応援給付金が受けられなかったということの理解でよろしかったでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 中村課長。
- 中村健康長寿課長 出産子育て応援給付金のことだと思いますが、この給付金事業は予算上は245人の方の給付を予定しておりましたけれども、このたび実績としまして、171名の給付となりました。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、福祉保健部に係る一般会計決算の審査を終了します。  
ここで、説明員退席のため、暫時休憩します。  
~~~~~○~~~~~  
午後 5時44分 休憩
午後 5時45分 再開
~~~~~○~~~~~
- 石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開いたします。  
ここで、認定第1号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計決算の審査に移ります。  
認定第2号「令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件を議題とします。  
要点の説明を求めます。  
北森保険医療課長。
- 北森保険医療課長 説明書の81ページをお開きください。国民健康保険特別会計です。  
この事業は、広島県と共同して、国民健康保険制度を運営するものです。  
実施内容は、国保の資格管理や給付管理のほか、レセプト点検による過誤調整、ジェネリック医薬品差額通知や服薬情報通知などによる保険

給付の適正化事業を行いました。

また、税務課と連携し、国保税の収納率向上対策を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、国保税の収納率向上、滞納額の削減、医療費の適正化を図り、安定的な運営に努めました。

課題は、今後の県内保険料水準完全統一を見据え、計画的に税率改定を行っていく必要があります。また、12月2日以降、現行の保険証が廃止となることから、しっかりとした制度の周知と、業務マニュアルの見直しを進め、マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行できるよう取り組んでいきます。

続いて、健康長寿課が所管する保険事業について御説明します。

○石飛委員長

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長

続いて、健康長寿課です。ページが戻りますが、71ページをお開きください。国民健康保険特別会計保険事業です。

この事業は、第2期データヘルス計画、第3期特定健診健康診査等実施計画に基づき、国民健康保険被保険者の生活習慣病の早期発見と重症化予防を目的とした検診及び教室を実施するものです。

実施内容ですが、特定健診や特定保健指導の実施や、第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画の策定を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、特定健診の受診率ですが、前年度比較で2.1ポイント下がりましたが、県内では上位を推移している状況です。また、特定保健指導については、家庭訪問等で利用勧奨に力を入れたことにより、参加率の向上につながったと考えています。

課題ですが、引き続き受診勧奨や教室の在り方について検討し、参加者増を目指す取組が必要であると考えます。

以上で、終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

すみません、81ページになるんですけども、成果と課題の部分の成果の部分で、ジェネリックの医薬品で、かなりな金額が削減効果があったということなんですけど、これパーセンテージで言うと大体どれくらいの割合がこのジェネリック薬品になってるのか、もし分かれば教えてください。

○石飛委員長

北森課長。

○北森保険医療課長

ちょっと細かい数字のところまでは、把握を今はしてないんですけども、処方薬の80%以上がジェネリック医薬品となっております。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

- 石飛委員長 質疑なしと認めます。  
以上で、認定第2号「令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の審査を終了します。  
次に、認定第3号「令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件を議題とします。  
要点の説明を求めます。  
北森保険医療課長。
- 北森保険医療課長 説明書の85ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計です。  
この事業は、広島県後期高齢者医療広域連合とともに、後期高齢者医療制度を運営するものです。  
実施内容ですが、昨年度末の被保険者数は6,487人で、前年度より1.2%増加しています。市は広域連合と連携し、資格・賦課・給付・収納の業務を行いました。  
次に、成果と課題です。  
成果は、保険料の収納率向上に取り組み、現年度は収納率99.84%を達成し、滞納額については前年度より43.6%減少しました。  
課題は、納め忘れ等から滞納につながらないように普通徴収の方の口座振替納付の推進の取組が必要と考えています。  
以上で、説明を終わります。
- 石飛委員長 以上で、説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 石飛委員長 質疑なしと認めます。  
以上で、認定第3号「令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の審査を終了します。  
次に、認定第4号「令和5年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を議題とします。  
要点の説明を求めます。  
北森保険医療課長。
- 北森保険医療課長 説明書の83ページをお開きください。介護保険特別会計です。  
この事業は、介護保険制度を適切に運営し、高齢者の介護予防や要介護者の支援を行うものです。  
実施内容について、令和5年度のサービス利用状況ですが、介護給付費は、地域密着型サービスを除き、利用人数、給付費ともに減少しました。被保険者数全体が減少していることに加え、ボリュームゾーンの団塊世代層が元気でサービスを必要とされていない方が多いことなどから、被保険者1人当たり給付費についても減少したためと考えます。  
次に、成果と課題です。  
成果は、給付費の適正化と収納率向上に努め、安定的な制度運営を図りました。また、第8期介護保険事業計画の最終年であったため、今年度から3年間の第9期介護保険事業計画を策定し、新たな保険料を年額

3,000円下げた基準額にしました。

課題は、今後団塊の世代の年齢が上がるにつれて、要支援・要介護者の増加が見込まれます。一層、健康寿命の延伸の取組が重要と考えます。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号「令和5年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の審査を終了し、福祉保健部の審査を終了します。

以上で、本日の日程は終了しましたので、これにて散会します。

~~~~~○~~~~~

午後 5時55分 散会